

第百十三回国会 衆議院 税制問題等に関する調査特別委員会公聴会議録 第一号

昭和六十三年十一月八日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 金丸 信君

理事 加藤 六月君

理事 藤波 孝生君

理事 村山 喜一君

理事 米沢 隆君

理事 甘利 明君

理事 片岡 清一君

理事 志賀 節君

理事 田原 隆君

理事 玉沢 一郎君

理事 中川 秀直君

理事 中西 啓介君

理事 野田 毅君

理事 浜田 幸一君

理事 宮下 創平君

理事 山下 元利君

理事 上田 利正君

理事 坂上 富男君

理事 草野 威君

理事 坂口 力君

理事 安倍 基雄君

理事 正森 成二君

出席政府委員

大蔵政務次官 平沼 赳夫君

大蔵大臣官房審議官 瀧島 義光君

自治政務次官 森田 一君

自治大臣官房審議官 前川 尚美君

地方行政委員会調査室長 大嶋 孝君

大蔵委員会調査室長 矢島 錦一郎君

委員外の出席者

日本書店組合連合会常任理事 八田 哲弥君

東京大学教授 部助教授 舛添 要一君

大阪大学経済学部教授 本間 正明君

出席政府委員

大蔵政務次官 平沼 赳夫君

大蔵大臣官房審議官 瀧島 義光君

自治政務次官 森田 一君

委員の異動
十一月八日
野口 幸一君 補欠選任 上田 利正君
同日 野口 幸一君 補欠選任 野口 幸一君
同日 上田 利正君 補欠選任 野口 幸一君
同日 上田 利正君 補欠選任 野口 幸一君

出第六号
○金丸委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法、地方税法の一部を改正する法律案、消費税法と税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案について公聴会を行います。
公述人各位には、御多用のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。税制改革六法案に対する御意見を拝聴し、各案審査の参考にいたしたいと存じますので、忌憚のない御意見を一人十五分程度お述べいただき、その後、委員からの質疑にお答えをいただきたいと思ひます。
それでは、最初に中西公述人をお願いをいたします。
○中西公述人 石川県知事をいたしております中西でございます。
税制問題等調査特別委員会の諸先生には、かねてから地方自治行政につきまして大変格別の御理解、御高配を賜っておりまして、心から感謝申し上げるものでございます。本日は、公述の機会をいただきましたとして、知事の立場から忌憚のない意見を申し上げます。
なお、今回の税制改革につきましましては、地方団体の間でも種々の意見や主張がございますが、全国知事会といたしましてすべて集約いたしましたわけではございません。以下申し上げますことは、私個人の意見としてお聞き取りをいただきたいと思いますのでございます。
御案内のとおり、我が国の経済社会は、産業、就業構造の変化、所得水準の向上、平準化、人口の高齢化、消費の多様化、さらには経済活動の国際化など著しく変化をいたしておるわけでございます。しかしながら、現行の税制は、負担が給与所得等の直接税に偏るなどさまざまなゆがみが生じ、また各種の税制上の不公平も指摘されるなど、今日の経済社会の状況に十分適応できない状況にございます。
このため、政府におかれましては、税制に対する国民の不公平感を払拭するとともに、いわゆる直間比率の見直し、所得、消費、資産の三つに対する課税を適切に組み合わせ、均衡のとれた税体系を構築するため、所得税等の大幅減税と消費税の創設などを内容としたいわゆる税制改革関連六法案を今国会に提出されたものと存じます。
二十一世紀に向けて、我が国の経済社会とその担い手に活力を与えるためには、税制の抜本的改革がどうしても必要であると存じております。今回の税制改革関連法案の趣旨に賛同いたしますと同時に、早急にその成立を図られますよう強く期待申し上げておるところでございます。
今次の改革に対する県民の反応につきまして、さまざまな意見もございまして、各界各層において関心が高まり、改革を必要とする層が広がっております。このため、国会の場におきまして速やかな審議と十分な論議を尽くされますことを心からこいねがう次第でございます。
なお、低所得層の負担増など幾つかの懸念が指摘されておりますが、竹下首相みずから社会福祉施策における歳出面での配慮を初め七項目についてそれぞれの解消策をお示しになっておられるところでありまして、国民の懸念の解消に向けた政府の適切な対応を心から御期待申し上げておるところでございます。
さて、今回の税制改革案につきまして、地方行政に携わる立場からいたしまして、以下数点にわたりまして意見を申し述べさせていただきます。

第二類第九号(附属の一) 税制問題等に関する調査特別委員会公聴会議録第一号 昭和六十三年十一月八日

存じます。

まず、改革に伴う地方財政全体の大規模な減収についてであります。

今回の改革案では、国民の租税に対する重い負担感、不公平感の解消を図る見地から、消費税の創設に伴う収入見込み額を超える大規模な減収が行われることとなっております。地方財政全体といたしましては、個人住民税等の減収分を大半、約七千八百億円が減収となる見込みであります。

この問題につきましては、国民のニーズに対応し、住民負担の軽減合理化を図るため、地方自治体のみならず受けるべき減収であるとの認識いたしております。今回の税制改革の重要性にかんがみまして、このことはやむを得ない措置と考えているのであります。したがって、この国、地方を通じて減収に耐えては、一部は税の自然増収によって賄われる予定であります。基本的には行政改革による対応が必要であろうと考えております。

既に行政改革に取り組んでいます。私も地方自治体の立場から申し上げますと、政府におかれましては、補助金の簡素化、弾力化、地方への権限移譲を前提とした組織の縮減、諸制度の改善など、引き続き行政改革に積極的に取り組まれますことを御期待申し上げます。税制改革案に対する国民の理解を得る上でも極めて重要と考えますので、一言つけ加えさせていただきます。

なお、今回の税制改革案に伴う減収の補てんにつきましては、その補てん率が国の六七％に対して地方が二三％と高くなっておりますことは、地方に対する配慮がなされたものと認識をいたしております。今後とも個々の地方団体の財政運営に支障の生じることのないよう、引き続き地方財源の確保につきましても万全の措置を講じていただきますことを改めてお願い申し上げます。

次に、消費税の創設に伴う地方の既存の間接税の改廃問題についてでございます。

今回の改革案では、料理飲食等消費税、娯楽施設利用税の改組、電気税の廃止などが予定されておりますが、地方団体の貴重な自主財源であるこれらの地方間接税が改組または廃止されますことは、率直に申し上げて残念でございます。これらの改組、廃止に伴う減収につきましては、これにかわるものとしていたしまして消費税と税が創設され、完全に補てんされることとなっておりますので、全体としてはやむを得ない措置と認識いたしております。これらの税収実績に団体間の格差がございます。このことをぜひとも御理解いただきたく思います。例えば石川県の場合、料飲税が県税収入の一一％を超えており、改革案による減収額は、六十二年度ベースで、料理飲食税だけで約八十六億円、間接税全体では百六億円に達する見込みでございます。消費税と税による補てんに際しましては、このような既存間接税の徴収実績に十分な配慮がなされますよう強く要望する次第でございます。

なお、この際、大都市圏と地方圏の地方税源の配分につきましても、一言触れさせていただきます。

現在の地方税制のもとでは大都市圏に税源が偏在し、昨今は、率直に申し上げて、ますますその傾向が強まっております。このことは、第四次全国総合開発計画に言う多極分散型国土の形成を図る上でも憂慮すべき事態であると考えられますので、税源の地方圏への再配分につきまして、さらに御検討をお願い申し上げます。

第三に、税制改革を推進するに当たって国と地方の信頼関係の確立についてでございます。

今度の税制改革を国と地方団体が丸ごと推進していくためには、国と地方との間に信頼関係が確立されていることが何よりも重要であると考へております。しかしながら、現在、国と地方の間には国庫負担率の復元問題が大きな懸案となっており、御案内のとおり、国は財政難を理由として昭和六十年度から数次にわたり補助負担

率の引き下げを行い、これによる地方財政への影響額は四年間で約五兆円もの多額に上っているのではありません。この措置が本年度限りのものであることは法律上も明記されているところであり、また、地方団体におきましても、国の財政上の都合によるいわゆる緊急避難の暫定措置であるとの認識のもとに、これまで国に協力申し上げてきたものであります。したがって、当然のことながら明年度以降は五十九年度の水準に復元すべきものと考えるのであります。

この問題につきましては、政府において明年度の国の予算編成の過程でその取り扱いが検討されると承っておりますが、国庫補助負担率を復元し、国と地方の財政秩序の回復と信頼関係の確立を図ることは、国の当然の責務であらうと存じます。また、国、地方を通じて税制改革を推進するに当たって最も重要な前提条件であると考えられるのであります。諸先生方の御理解、御高配を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、私も地方団体におきましては、多極分散型国土の形成と活力ある地域社会づくりに全力を挙げて取り組んでいくところであります。しかし、その裏づけとなる地方財政の状況を見ますと、交付税特別会計の借入金を含めおよそ六十兆円にも上る巨額の借入金を抱え、地方財政の硬直化を一層深めているところであり、個々の団体におきましても、公債負担比率の上昇など依然として極めて厳しい状況にあるわけでございます。したがって、今後とも地方団体が、竹下首相の唱えられます「ふるさと創生」の実現に向け、国土の均衡ある発展とそれぞれの特性を生かした地域づくりさらに取り組めよう、引き続き地方分権の推進と行政基盤の充実強化を図っていただきますことを、この機会をおかりして強くお願い申し上げます。

大変貴重な時間をちょうだいいたしまして意見を申し上げます。ありがとうございます。

次に、山田公述人をお願いいたします。

○山田公述人 おはようございます。本日は、日本社会党、公明党、民社党の推薦によりまして、このような機会をいただきました。お礼を申し上げます。

できれば、この公聴会につきましては、自民党さんの単独採決ではなくし、与野党の合意の中で持たれるというのが非常にいいのではないかと、うぐあいに思っております。

税制改革の問題ですが、その前に、その関係でリクルートの関係について一言やはり触れたいと思うのです。

私自身もこの税制国会には重大な関心を持ってまいりました。大幅延長国会にもかかわらず、国民の関心は、税制改革の成り行きを心配しながらも、むしろ今はリクルート疑惑に関心が集中している。税制改革は、国民の合意が民主主義の鉄則だと私も思っていますし、その基本は政治に対する国民の信頼が何よりも大切だということは言うまでもありません。残念なことに、政治に対する国民の信頼は地に落ちていくのではないかと、国民の信頼の権威にかけ、みずからの責任で国民の前にリクルート疑惑を徹底説明して、国民の信頼を回復することがまず先決だというぐあいに思っています。司直の手にはゆだねるという政治家発言は無責任発言としか言いようがありませんし、リクルート疑惑は日を追うごとに広まり深まる今日、国会がこの問題を放置しては、税制改革どころか日本の進路を誤らせることになるのではないかと、このことを実は大変心配をしているわけであります。

税制改革についてですが、幾つかの見解を申し上げます。

その前に、この国会で相当十分審議がされたということがよく言われておりますけれども、問題は、その中身が問題、それもリクルート疑惑で打ち消されて、国民の目から見ると、極めてわかりにくいような状況だと思っております。基本的なことは前回、前々回のこの公聴会でも申し上げ

ましたから、くどくど申し上げませんが、私たちが考えております重要なポイントだけ一つ申し上げておきたいと思ひます。

不公平税制の問題がいろいろありますけれども、大体こういう不公平税制になったのはどうしてこうなったのかという点の反省がお互いに足りないのじゃないかと思うのです。そういうことで、やはり反省ということを十分国民の前に示しながら、拙速を避けて、十分時間をかけ中長期的な見直しをすべきだということは再三主張してまいりました。

この場合、高齢化社会の具体的ビジョンを示すとともに――示されましたが、極めて不十分です。国民の受益と負担の関係、国民負担率といった観点から、望ましい税制のあり方について、所得、資産、消費のバランスのとれた税体系のあり方も含め税制の基本構想を策定する必要があると私もかねがね主張してまいりました。それを踏まえて、税制全体の大枠を固めて、次いで個別項目の検討を行うべきであると思ひます。これは税制改革の基本的な考え方、理念を国会で審議し、国民の合意を取りつけることが極めて大切だという観点から、この主張を繰り返したわけでありす。

税制改革に当たって最も大切なことは、勤労国民の生活実態なり実感であります。前回も前々回もその実態を明らかにしました。再度申し上げます。

過般、国税庁から昭和六十二年分の民間給与と実態統計調査結果が発表されましたが、それによりますと、一年を通じて勤務した給与所得者は三千七百六十七万人です。平均給与は三百七十二万円です。この平均給与は、時間外労働を含む諸手当、ボーナスを含む給与全額を指しての金額だということを確認しておきたいと思ひます。

今、具体的な税制改革の議論の中で、年収三百万円以下が四七・四％、年収四百万円以下が六五・五％、五百万円以下が八〇・〇に近い七八・六％という現実であります。五百万円以上

は二〇・四％、六百万円以上はわずか二・八％というようになっています。

問題は、私も大変今心配しております格差の問題です。事業所規模五千人以上を一〇〇と見ますと、一人から九人の零細企業では、平均給与、手当を含めまして一〇〇対六六、ボーナスでは一〇〇対一八というような現状だということになります。

全体的に言ひまして、くどくど申し上げますけれども、年収五百万円以下が約八〇％あるんだというところだけは、ぜひ税制改革に当たってひとつ考えておいてもらいたいと思ひます。とかく中流意識に浮かれていられる風潮がありまして、これらの実態とあわせて私どもが気にしておりますのは、我が国特有とも言える、事業所規模、それから業種、地域による格差、全体にわたって格差が非常に顕著になってきているということでありす。

一言つけ加えますと、さきの福祉社会のビジョンの問題で、年金の支給については開始年齢六十五歳ということが指摘をされていましたが、結論から言ひまして、私どもはこれは反対であります。恐らく労使を通して反対だということになるだろうというぐあいに我々は見ております。

〔委員長退席、海部委員長代理着席〕

早急に、とにかく定年六十歳を実現しまして、六十歳以降の雇用の開発を具体的に推進すれば、大いに私どもは財源に寄与すると思うぐあいに思ひます。公務員と違ひまして、民間の場合は併給じゃありませんから、働けば年金をもらえないわけでありますから、それをきっちりやっていけばいいんじゃないかというような見解に立っておるということでありす。

それから、よく厚生年金のモデル年金のことが触れられておりますが、六十三年予算で十八万五千円です。この十八万五千円がモデルだ、だから国際水準云々だということ言われますけれども、実際のモデル年金に該当する人は極めて少ないということなんです。大方の人は、このモデル年

金の六掛け、七掛けだということをよくみんな知っておく必要があるのではないかと。このことが鉄道の共済年金をめぐっても大変重要な議論のポイントに実は挙げられておったわけなんです。

所得課税についてですが、今日まで実施された減税は、昭和四十一年から五十年、十年間で約三兆七千億円、昭和五十一年から六十三年、十三年間で、今回の一兆三千億円を入れますと、三兆八千億円少々という内容であります。大幅減税、大幅減税と言ひましても、相当昔と金の価値も変わってきているわけですから、我々から見ますと、余りびんとこない内容だというぐあいに思ひます。それなりに私どもは評価をさせていた

ただ、皆さんたちを知っていた方がいい点は、よく政党や国会議員の方にお会いしますと、あれだけ減税をやったのに反応が弱い、一体これはどういうことなんだというぐあいに思ひます。なぜかという、私は反応が弱いはずだと思ひます。なぜかという、年収三百万円の人で減税が千二百円、月百円ですから、これはよほど気をつけたいとわ

月九百円。全体の八〇％がここに全部入っているわけですから、ある中堅サラリーマン以上のところは非常に反応があるかもしれないが、皆さんたち選挙区を歩かれまして、圧倒的にそういうような人たちがですから、減税やったらよと言ひたつて、銀行振り込みの関係もあるかもしれないけれども、余りびんとこないのが現状だということ、事実を私は申し上げておるわけですから、今後の減税については、その層について十分ひとつ考えてもらって、全体のバランスのとれたような対応をぜひしていただきたいことを強調しておきたいと思ひます。

さらにつけ加えて言ひますと、年収三百万円以下の人五〇％いるということを申し上げました。この人たちは、消費税関係で増減税、税制改

革と言われましても、何にも関係ありません。消費税が課税されるということだけが大変心配になっておりますから、増減税の議論をされても余りびんとこないというのがこれらの層の人たちであるということでありす。

次に、資産課税であります。

資産課税は、経済企画庁の国民経済年報六十三年度版でいいますと、我が国の国民総資産は四千五百二十四兆円と言われています。金融資産は二千四百兆円、うち株式は三百七十五兆円。昭和六十一年から六十一年にかけては百二十一兆円の時価総額が上がっております。実物資産約二千兆円、うち土地は一千二百六十二兆円、前年より二百四十四兆円地価が上がっております。株と土地だけでも三百六十五兆円ですから、一日一兆円ずつ実はふえておるという状況だということになります。六十一年から六十二年にかけますと、土地の暴騰その他によりまして、今申し上げました三百六十五兆円を相当上回ることになるだろうと思ひます。

それに比べて、現在の土地に対する課税は極めて甘いものになっておりますし、その甘さが利用転換を妨げるとともに、資産保有の二極分化を進めるまた大きな原因となっております。

キャピタルゲインが原則課税にされることは私どもももちろん歓迎いたします。しかし、政府の改正案では不十分です。特にリクルート問題を契機にして、その内容の強化が今強く叫ばれている状況であります。

問題は、取引の捕捉と総合課税の道を明らかにすることが今極めて大事だというぐあいに思ひます。

勤労所得に対しては、所得・住民税合わせて一五・五から七六、政府案では一五から六五の累進税率が適用されております。働くことにかんがって不公平の大きな源であるか、クロヨンと並んで先般、経済企画庁の六十三年国民生活選好度調査が発表されました。十年前に比べて所得の格

差は拡大しているという人が五六・二%であります。ほかいろいろありますが、時間の都合でカットしますが、政府自身なされたこういう調査にも私は十分ひとつ注目して対応していただきたいと思ひます。

次に、所得、資産、消費のバランスです。

これについては、竹下総理が政府税調に対して、バランスのとれた抜本的改革をひとつやりたい、そういう路向をされました。今この三つのバランスについて、昭和六十三年では所得で五八・八、資産で二一・五、消費課税で一九・七、まあ大まかに言つて六〇対二〇対二〇というのが現状であるというぐあいに私は認識をしています。結果的には所得課税の削減分が消費課税の方に移るといふぐあいに私は見ているわけでありま

す。今説明しました資産の大変な状況に対しては、ほとんどこれに手を触れようと思つて、所得

関係を一気に消費に移転するといふようなあり方で、本場に竹下総理が言われる三つのバランスのとれた税制改革と言ふかどうか、極めて私どもは不満に思つてゐるわけでありま。この辺はひとつ明確に今後はいく必要があるといふこと

であります。

不公平税制の是正についてであります。

この問題は、私どもの主張は極めて簡潔なんです。源泉納税者と申告納税者との間の制度と執行の面での不公平は正をせよといふことなんです。比較をすれば全部出てくるわけですから。そういう観点で今回の税制改革については極めて足りないんじゃないかといふことを言

いたわけでありま。不公平がある、たくさん

のことが指摘されております。全部挙げてもいい

たいと思ふのですね。そして国民の前で、どう

してこういうような不公平が出てきたのか、どう

すべきなのか、できないのかできるのか、そういう

ことを国民に示してもらえば、国民の判断が出てく

ると思ひます。

問題は、公平の原則を確立するためには、その

ための物差しとも言えますプライバイシー完全保護を前提とした納税者番号制度をぜひひとつ導入をしていただきたいと思ひます。そして総合課税の方向を明確にして、できる限りみなし制度をなくしていくことだと思つてゐるわけでありま。今回の消費

税の内容を見ましても、みなし制度の導入で不公平がさらに増長するのではないかと思つて

いますし、このままだとみなし人間、みなし社会、みなし日本になつてしまふのではないかと

いうことを大変気にしております。御意見があれば、後で教えていただきたいと思ひます。

具体的不公平税制について、さらに主張したい

でございます。

一つは、インデクセーションです。物価自動調整措置の導入。これは消費者物価は五%ぐら

いを基準にしたらよろしいという考え方です、累積も入

れま。二つには、実効ある実額控除制度の導入。これは結婚葬祭費とか通勤手当とか、ほかにもたくさん私どもは主張してあります。

次に、政策福祉減税。これは退職所得控除の引き上げ。これは今大変大きな話題になつておりますが、我々は極めて注目をさせてもらつております。財形

の非課税限度額の引き上げ。住宅取得促進税制の改善。

四つ目には、税法上、実効性のある記帳義務をひとつせひ課してもらいたいと思ひます。現行の三百万円から二百万円に。記帳の真実性と網羅性を求める条文の設定とか、罰則、過怠税などを設けてもらいたい。今制度はありますが、全くこれ

はしり抜けであります。

それから、一定額以上の収入のある者に対する

総収入申告制を義務づけるということです。総収入金額は、現行が三千万円ですが、これを一千五

百万円ぐらにしたい。あとは記帳義務と同じような条件をひとつ整えてもらいたい。

推計課税の導入と立証責任の仕組みの改善であります。税務署側が立証しなくちゃならぬという

のは日本だけあります。欧米並み、欧米並みと言

に課税することとされておりますが、今日では価値が多様化し、消費態様が急激に変化しているため、何が奢侈品であり何がぜいたく品の基準があいまいになってきております。例えばカラーテレビ、洗濯機にも物品税が課税されておりますが、これらは今やぜいたく品とは言えなくなっております。乗用車には二三%または一八・五%という高率な物品税が課税されておりますが、これについても同様なことが言えようかと存じます。このように価値基準が不明確になっていく状況のもとでは、奢侈品やぜいたく品として課税すべき品目を客観的に決めることは困難になってきていくものと考えられます。また、日進月歩の世の中でございます、新しく開発された物品に對しまして課税が追いついていかないというような問題も生じております。

第三に、現行間接税が物に對する課税を中心としておるために、サービスに對する課税が十分にできていないという問題が生じております。近年、消費支出に占めるサービス支出の比重が五割を超えたと聞いておりますが、産業のサービス化が急速に進んでいるにもかかわらず、間接税が課税されるものはわずかであり、物に對する課税とサービスに對する課税の間のアンバランスが生じております。

第四に参ります。現行個別間接税が限られた物やサービスにしか課税されていなかったために、国税収入に占める間接税の比率は年々低下してきております。このため、収入の大きさに關係なく、使った金額に応じて税金を負担する、あるいは事業意欲や勤労意欲をそがけないなどという直接税にはない間接税のメリットを生かせなくなっているように思われます。

第五に参りますと、外国から見ますと、酒税や自動車の物品税のように、我が国に売り込みたいたく思っている製品にたまたま日本で重い税がかかっているという、差別的であるとの非難が非常に強くなっております。

私は、かねてから以上のような問題を抱えた現

行の個別間接税を抜本的に改め、広く薄く消費一般に課税する新しい間接税を導入することが、公平な間接税制度を確立し、税制全体の中で間接税の果たすべき役割を發揮させるためにぜひとも必要であるという考えを述べておりました。今般、政府から提案されております税制改革案は、このような私の従来からの考え方と軌を一にするものであります。

次に、現在提案されている間接税の改革案についてでございますが、私は、新しいタイプの間接税の導入に当たっては、物品税の廃止を含めた個別間接税の整理合理化、單一税率の設定、納税事務負担の軽減、新税の円滑かつ適正な転嫁の四点に留意すべきであると考えております。

税目を廃止するなど、既存の間接税の整理簡素化が図られており、妥当な措置と考へます。

第二に、税率は單一税率とすべきであるという点でございます。

現行の物品税では複數税率がとられておりますが、課税物品間でバランスを欠くという問題がござります。また、実際に間接税を納税する者の立場から申し上げますと、仮に複數税率になれば、取引を税率ごとに区分して税額を計算する必要があるなど、納税事務が非常に煩雜になるという問題がござります。また、税率の異なる二種類以上のものを一つに、二つの商品の一つに、機能別々に持ったもの一つにまとめた場合に、その適用税率をどうするか、どちらの方に持っていくかという問題もござります。現行の個別物品税でも、例えば時計つき電気スタンドあるいは時計つきライターなどのように、異なった二種類以上の税率の組み合わせの商品が流通しております。どちらの商品として課税するか、税務執行上取り扱いが煩雜となっております。

第一に、物品税の廃止を含めた現行個別間接税の整理合理化を図るという点でございます。

物品税にはそもそもさきに述べたような問題点があるほか、万一物品税と新しい間接税とが併存するようになるとなると、両者の關係をどう調整するか。物品税の課税されるものにも新しい間接税を課税するものか、両方課税するものか、場合によっては税率をどうするか等いろいろ複雑な問題を生じます。さらに、例えば同じケヤキ製の家具でも、たンス、棚類の商品でござりますと十三万六千五百円が免税点となっております。テーブルであれば八万七千円が物品税の免税点となっております。この免税点を境にしまして、あるものには物品税がかかり、あるものには新しい間接税がかかるというような大変面倒なことになるわけでございます。簡素でわかりやすい間接税制度とするためにも、新しい間接税の導入に当たりましては、既存の個別間接税の廃止、合理化を図るべきであると考えてます。

この点につきましても、今回の改革案では、税率は、乗用車が若干残りますが、乗用車を除いて三%と原則として單一税率が適用されるということになっており、望ましい制度と考へております。その上税率水準が三%と現行の物品税の最低税率よりもさらに低く抑えられておりまして、諸外国の課税ベースの広い間接税の税率水準と比べても極めて低くなっております。このため、現在物品税の課税されている物品の多くについて税負担が減ることとなりまして、自動車や電気製品などは、その分価格の引き下げも可能となると考へられるなど、国民経済にも好ましい影響を与えるものではないかと考へられます。

第五に参りますと、外国から見ますと、酒税や自動車の物品税のように、我が国に売り込みたいたく思っている製品にたまたま日本で重い税がかかっているという、差別的であるとの非難が非常に強くなっております。

なお、三%という税率は、将来安易に引き上げられるのではないかと不安がないわけではありませぬ。竹下総理も新税にまつわるいわゆる六つの懸念の一つとして取り上げられておりますが、税率が安易に引き上げられるようなことのないよう切にお願い申し上げる次第であります。

第三に、新しい間接税については、導入に伴う納税事務負担を軽減するため、できる限り簡素な仕組みにしたいという点でございます。

今回の消費税では、税の負担は消費者が負いますが、納税事務負担は事業者が負うという仕組みになっております。一口に事業者と申ししまして、大企業から零細企業までさまざまな事業者がおります。特に中小事業者につきましては、経理処理や納税事務の能力にも限りがあると思われましますので、できる限り簡素でわかりやすい制度とする必要がござります。先ほどの六つの懸念の中でも、事業者の事務負担の問題が第五の懸念として挙げられております。

この点につきましても、改革案ではさまざまな工夫がなされております。

まず、課税期間を原則として一年とし、申告、納付は確定申告、納付と中間申告、納付の年二回とされております。さらに、実際に納付税額を計算しなければならぬのは確定申告の一回だけとされました。売上税では年四回の計算、申告が必要とされていたのに比べまして、大幅に納税事務が軽減されることは歓迎でございます。

次に、売上税のときのような税額票の発行は不要となりました。そして帳簿上の記録や請求書、納品書等から税額を計算できるいわゆる帳簿方式が採用された点でございます。これによりまして、新税の導入後も新たな帳簿等をつくることなく、既存の帳簿を利用できることとなります。また、非課税の範囲が極めて限定され、物品はすべて課税とされたことや、消費者や免税事業者からの仕入れに對しては、課税事業者からの仕入れと同様に仕入れ税額控除ができることによりまして、帳簿上、課税のものと同課税されないものとの仕分けが簡単になりました。なお、免税事業者からの仕入れにつきましても、仕入れ税額控除ができることとされたために、売上税の際の問題になつておりました免税事業者は取引から排除されるのではないかとというような心配が解消された

ことは喜ばしいことでございます。

さらに、中小事業者の納税事務負担を軽減するために、年間売り上げが三千万円以下の事業者は免税とし、五億円以下の事業者は簡易課税制度を選択できるとされています。簡易課税制度は、売り上げだけから仕入れを計算できる仕組みで、仕入れを売り上げの八割とみなし、年間売り上げの〇・六割を納税すればよいというものです。仮に年間一億円の売り上げで六千万円の税額となります。なお、卸売業者につきましては、仕入れを売り上げの九割とみなして、年間売り上げの〇・三割を納税することとなります。このほか年間売り上げ三千万円超から六千万円未満の事業者につきましては、納付税額の一部が軽減される限界控除制度が採用されています。この制度につきましても、私は賛成です。

以上のような種々の工夫がされており、事業者の納税事務負担はかなり軽減されるのではないかと考えられます。

第四に、新税の円滑かつ適正な転嫁という点でございます。

間接税は転嫁を前提とする税でありますので、税の転嫁がスムーズに行われるような仕組みとする必要がありますが、この点につきましても、今回の改革案では、まず税制改革法案の中で消費税が消費者に転嫁されるべき税であることを明記し、事業者は必要に応じ消費税額を明示する措置をとることとする旨を定めるとともに、国が円滑、適正な転嫁に寄与するため、消費税の仕組み等の周知徹底を図る等必要な施策を講ずるよう努めるものとすると定めるなど、円滑、適正な転嫁についての基本的な考え方が示されております。

具体的な対応として特筆すべき点は、独占禁止法の例外措置として、暫定的に中小企業について転嫁の方法のカルテルを認めることとされたことです。業界や商店街などでこのカルテルを活用していく必要があると考えます。

新税の転嫁につきましては、竹下総理が六つの懸念のほかに七つ目の懸念としてつけ加えられておりますが、事業者にとつて重大な問題でありますので、政府としても、円滑かつ適正な転嫁を図るため最大限の努力を払われるようお願いしたいと存じます。

最後になりますが、私はヨーロッパ諸国の付加価値税制度を何回も視察いたしました。各国ともうまく実施されており、特に経済に混乱を来したとか中小企業の経営が苦しくなったというようなことは聞かれませんでした。ただ、ドイツでは中小企業に有利な税制だということ聞いてまいりました。我が国のように、特定の物品だけに課税する今の制度は、もう国際的には通りません。これは国際的に見ると、日本だけの例外的なものでございます。日本は何といつても経済先進国ですが、その先進国を自負するならば、税制もよくないようにな先進国になつていただきたいと存じます。

私は、現行の間接税制は不公平税制の最たるものであると考えます。早く今のよう不公平で矛盾の多い税制から脱却して、新しい間接税制を確立していただきたい、このことを申し上げまして、私の意見陳述を終わらせていただきたいと存じます。(拍手)

○海部委員長代理 ありがとうございます。

次に、牛嶋公述人にお断いをいたします。

○牛嶋公述人 公明党の推薦でこのような公述の機会をいただきましたことをまず感謝いたします。そして、日ごろ租税論を研究しております立場から、今回の税制改革法案に關しまして若干意見を述べさせていただきますと思います。

これまでの税制改革の議論の中で、広く薄く分ち合うとか広く薄く負担するという言葉が唯一の基本的理念であるかのように使われてまいりました。すなわち、高齢社会における長期税制を考えると、あたかもそこで求められている諸条件をこの言葉がすべて満たしているような使われ方がなされてきたように思うわけであります。さらに、この広く薄く分ち合うためには、消費税の導入によつて消費に広く薄く負担を求めることが最も望ましいといふ、消費税導入の有力な根拠とされてきたのであります。

私は、この言葉を取り上げてまして、そこに含まれております幾つかの疑問点ないしは問題点を明らかにしながら、本委員会で議論されている税制改革法案につきまして、私の意見を述べさせていただきますしたいと思います。

まず第一点は、高齢社会にふさわしい長期税制が広く薄く分ち合うことによつて十分な性格づけがなされるためには、改めて高齢社会における広い意味での負担のあり方について十分な説明を行う必要があると考える点であります。

ここで私が高齢社会における広い意味での負担のあり方と申しますのは、租税負担はもちろん社会保険の負担も含め、さらに高齢者に対する介護のあり方など、高齢社会を支える仕組み全体を意味しております。しかし、この点についてこれまでそれほど十分な議論がなされてこなかったように思われるわけであります。そのため、納税者の多くは、高齢社会にふさわしい長期税制と広く薄く負担との関連がいまいちのまゝ、消費税導入の必然性を率直に受け入れられないといった戸惑いを感じているのが現状ではないかというふうに思います。

さらに、これに関連して言えば、再開後の税制改革の議論において大型間接税の議論がおおむね技術論に終始したことにも問題があったように思われます。すなわち、前回売上税が廃案になったとき、その改革案に対して拙速という評価が下されましたが、その意味は、高齢社会にふさわしい長期税制と大型間接税導入の結びつきについて十分な理解が得られなかったことに基づくものと言えるわけであります。したがって、再開後の議論では、まずこの点について徹底的な議論が行われるべきであつたわけですが、実際は大型間接税について幾つかのタイプが想定され、主に税務行政上の実行性についてそれらを比較検討するという議論にとどまったように思います。

第二の問題点は、広く薄く分ち合うという言葉は、税制改革を進めていく場合の一つの有力な基準として使われているようではありますが、もしそうであれば、初めに基本的理念として設定されてきた公平、中立、簡素の三基準とどのような関係があるかという疑問が出てまいります。

長期税制を確立していく場合、特に税制は公平でなければならぬと考えられますが、広く薄く分ち合うことによつて、その公平の基準とどのような関係があるのか、これまでの議論の中でそれは必ずしも明確にされてこなかったように思うわけであります。もし広く薄く分ち合うという言葉に公平の基準が含まれているとしたとしますと、これまで課税の公平を考えたときの基本とされてまいりました個々の納税者の負担力に応じて税負担を配分すべきであるという応能原則の考え方が否定されることとなります。言いかえれば、その考え方に基礎を置く所得税そのものを否定することになるからであります。

また、広く薄く分ち合うことによつて中立の基準にも適合するという見方も持たれてまいりました。すなわち、高齢社会を迎えて我が国経済が今の活力を維持していくためには、税制が労働意欲や投資活動に対して抑制的であつてはならないと考えられますことから、今回の税制改革が高齢社会にふさわしい長期税制を目指す限り、中立の基準がかなり重要な意味を持つものと言えるわけであります。その場合に、一部の納税者に重い負担を求めるよりも、消費に広く薄く負担を求める方が、税制は抑制効果を和らげ、中立の基準により適合するといふことが暗黙の前提になつていゝわけであります。この点についても突っ込んだ分析が必要であり、それに基づいてすべての納税者に対して広く薄く負担と中立の基準の關係について明確にしていかなければならない、こういうふうに思います。この点についても、これまでの税制改革の議論の中でどの程度深く検討が加えられてきたかについては、やや問題があるのではないかと考えております。

第三の問題点は、今回検討されてきた税制改革案では、消費税を基幹税目として税制の中心に位置づけるというのではなく、あくまで所得税と法人税とを中核に据えながら、消費税をそれらの税目の補完税として位置づけようとしていることと関連しての課題であります。そのために、広く薄く分かち合うという言葉の持つ意味が、今まで述べてきた意味内容よりもさらに後退したものになってしまふという問題が生じてまいります。

例えば消費税を所得税の補完税として位置づけようとする場合、所得税で捕捉漏れとなつた所得も消費支出の段階で改めて捕捉されることになるから、広く薄く分かち合うことは、所得税における不公平な要因を是正することにつながるのだという考え方が提示されてまいりました。しかし、この考え方には次のような重要な点が看過されているように思われます。

すなわち、広く薄く負担を求める消費税は、なるほど所得税の段階で捕捉漏れとなつた所得からの消費支出に対して課税するものでありますが、同時に、所得税の段階できちっと捕捉された所得、例えば給与所得に対しても、もう一度消費支出の段階で税負担を求めていくことになるからであります。したがって、消費税が所得税の補完税として位置づけられる限り、所得税に含まれていない不公平税制は、消費税が導入されたといふにしても、そのまま残ってしまうことは明らかであります。

これに対して、消費税を法人税の補完税とみなす立場がもう一つ考えられるわけがあります。現在、法人税は、それを負担している利益法人が法人全体の半分にも満たない状況にあります。五〇％以上の法人が税負担を何ら負わない欠損法人となつていくわけですから、毎年国税収入の三〇％以上を占めている法人税が実際にこのような税負担の状況であるといふと、法人税もまた税負担に非常に偏りのある税目であると言わざるを得ません。したがって、今消費税を法人税の補完税として導入することによって、年間

売上額が三千万円を超える企業がすべて納税義務者となることから、消費税の導入は法人に対しては広く薄く負担を求めることになり、現行法人税の抱える税負担の偏りという問題の解決に役立つのではないかとこの考えがそこから出てまいります。

しかし、この考え方に對しても、次のような反論が用意されるわけがあります。すなわち、消費税はその税負担が最終消費者に転嫁されること前提となつてのことから、各企業は納税義務者であつても実際の租税者ではないといふことである。そのため、消費税の導入によつて欠損法人に対して税負担を求めることはできないのであります。したがって、消費税の導入によつて広く薄く負担を求めるのは個人に對してであつて、法人に見られる税負担の偏りは、そのまま残ることは明らかであります。

以上三つの観点から、広く薄く分かち合うという言葉の持つ意味について検討を加え、幾つかのあいまいな点ないしは問題点を指摘してまいりました。ここから引き出される結論は、今後とも所得税と法人税が我が国の税制の基幹税目であり続ける限り、消費税は税制の中でこれらの税目の補完税としての位置を超えることができないといふ点であります。もしそうであるならば、消費税が持つ広く薄く分かち合うという特徴が、高齢社会にふさわしい長期税制にうまく組み込まれていくためには、その前提として、所得税及び法人税が公平及び中立の基準に十分に適合するように抜本的見直しを行つていかなければならないといふこととあります。

この観点に立つて、私は本委員会におきまして、消費税法案の審議に先駆け、所得税及び法人税の抜本的見直しを進められることを強く、強く要望するとともに、最後に、この見直しの進め方について若干のコメントを加えておきたいと思ひます。

所得税に關しては、負担の公平の確保という観点から幾つかの不公平税制が取り上げられ、その

是正が進められようとしておりますけれども、いづれも部分的な問題だけが取り扱われておりまして、利子配当課税の総合課税への移行とか、みなし法人課税と密接に関連する課税単位の問題など、所得税の骨幹にかかわる問題がほとんど取り上げられていないため、所得税について言えば、抜本的改革の名に値しないのではないと思つております。ぜひこれらの基本的問題を取り上げ、積極的に御審議をお願いしたいわけでございます。

また、法人税の見直しについて申しますと、現行税制が立脚しております法人擬制説に立つた所得税の取り扱ひとしての課税根拠に對して検討を加えるべきではないかと考えております。そして、この議論を通じて、税負担の偏りや収収の不安定性あるいは実効税率の高水準といった現行の法人税が抱えております問題を取り除いていくべきではないかと思ひます。もし今回の税制改革がシャープ税制以来の大改革として位置づけられるならば、極めてあいまいな根拠のもとで課税が行われてまいりました法人税こそ第一に抜本的改革を進めるべきであるといふふうに考える次第でございます。

以上でございます。(拍手)
○海部委員長代理 ありがとうございます。
以上で御意見の開陳は終わりました。

○海部委員長代理 これより公述人に対する質疑を行います。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村正三郎君。

○中村(正三郎)委員 きょうは公述人各位におかれましては貴重な御意見をお聞かせいただきまして、大変ありがとうございます。
そこで、時間も限られておりますので、端的に御質問させていただきたいと思ひます。

特に山田事務局長にお伺いしたいのでございますが、今いろいろお話を伺ひまして、私は実はサ

ラリーマン出身、労働組合員であつたこともございます。そういう点から考えまして、今事務局長が言われました、給与所得者、サラリーマン、労働組合員の給与所得ベースというのが一般に思われているよりかなり低いのだというお話は、よく理解できるわけでありまして、また、それを労働運動としてとらえられることも非常に正しいことであるかと私も理解させていただくわけであります。

その中で、五百万以下の所得の方が八〇％おられるというところをお伺ひしましたが、逆に、少し前の統計でございますが、組合のこうした給与所得者の方に税の負担は重いとお考えですかということを経理府で調査したことがあつたのでございす。そのときに、私の税の負担は非常に重いですよと言つた人の七〇％が課税最低限であつたといふことも実はあるのでございます。また、それから八〇％の反対の二〇％、五百万以上の方が給与所得者の税の大半を納められてゐるということもまた事実なわけでございます。そういうふうには、日本の給与所得者、特に低所得者の税負担といふのは、外国に比べて非常に軽かつた、相対的に高所得者とは比べて軽かつた。これは大変きつい累進税率があるという結果だと思ひますが、この懲罰的とも思ふような累進税率のある中で給与を上げていくといふことをやる場合には、やはりこの累進税率を緩めていかなければいけないといふことは、さつき御主張になつたことは私も同意をできるわけでございます。

そうした中で今の税制改革の問題をとらえてみますと、さまざまの点というが不公平感ができてゐるわけでございます。この大変大きな累進税率を持つた所得税がさまざまな不公平感を生んでゐる。この所得税の累進税率のために、シャープ税制の骨格を守りながらきたところが、ほとんど所得税に對する負担がふえてきた。法人税は大体少しずつふえてはまいりましたけれども、相対的に率からいへば所得税の方に負担が大きくなつてきた。そういう中で、物品税、消費

にかかる税金にいたしましたも、先ほど間協協力会の方からお話ございましたように、さまざま不合理が出てきて何とも説明できない。六十万円する着物には無税であつて、ちよつとした千円かそこらの毛皮にも税金がかかつてしまふ。また、さつき言われたようなカラーテレビの例とか、ウーロン茶には課税されて紅茶にはなぜ課税されないかとかいろいろな問題が出てきているわけでございます。

そういう中で、世界の税制改革の傾向として、所得税はフラット化をしていって、世界的に、いわゆる垂直的公平は必要であるけれども、比例税率でも、やはり多く稼いだ人は多くの税金を納めるようになるわけですから、それを補完的に累進税率が入られてきたわけですが、それを若干緩めてフラット化の方に持っていくという傾向が一つの潮流としてあるわけだと思つてござい

ます。また、これから高齢化社会を迎えて、その中のいろいろな社会保障費等の負担の増を考へてまいりますと、その中で現行の税制の骨格を守つたままいけば、大変な勢いで給与所得者に負担が集中していかざるを得ないと思つてござい

ます。そういったものを解消するために、また、消費と資産と所得のバランスを考へて幅の広い、課税ベースの広い間接税を入れていくというのが世界の流れであるわけでございます。

そうした税制改正を考へて御提案を政府がしておられるわけでございますが、先ほどのお話の中で、山田事務局長さんと牛嶋先生だけが、それがいい悪いというお話をされなかつたわけであり

ますが、私は中長期的に見て、世界のこの国際化する経済の流れの中でとらえても、この方向自体、方向づけに対しては御賛成をいただけるもの

だろうかと、また、賛成をいただけるならどういう理由があるのだろうかということをお聞かせいただきたいと思います。

○山田公述人 さつき急いだものですから、ちよつと舌足らずもありましたから補足をさせていた

だきたいと思つていますが、一つは、今回の一兆三千億円の減税についてはいろいろな問題を指摘しました。指摘をしながらも評価をさせていただき

ます。指し示しながらも評価をさせていただき、例えば年収六百万円以上の人が全体の五四・四%を負担しているわけですから、これも大変な増税だ

なということをお話も受けておりましたので、先ほどああいう発言をさせてもらつた。しかし、実際のところ、八〇%近くの人はほとんど減税の恩恵にお礼を言うほど浴してないということも

一方では言つておられますので、今、全体世の中が多様化して、私どもの運動から見ても、その両面をどういうぐあいに最大公約数、合意形成を整えながら一つの方向に持っていくのかとい

うことは、今度の税制改革だけではなくて、世の中全体いろいろな問題に当たりますと、その点が大事だということを思ひます。

ですから、やはりまとまる場合は、高度を高くして、そして時間をかける、そういうような中で全体の合意を図っていく、こういう基本的な姿勢

が大事で、先ほど先生も中長期的に見ると、やはり見てだけではないで、中長期的にやるといふようなことも両面から取り組むことが非常に大事

だ。そういう点で、時間をとりまして私どもが昨年から主張し続けております税の基本的な考え方

といたしますが理念といふか、それについては、そう大きな違いがないのじゃないかといふぐあいに私は思つてゐるのです。

ますけれども、これはこれまでの経済学者、財政学者がいろいろな租税原則なり基本的な理念を提示しておりますけれども、その中には必ずこの明確性というのが入っているわけですね。私は、まず税というのは、自分にどういう理由、根拠でどれだけの税負担がかかっているかということが個々の納税者にとってはつきりしなければ、公平の問題も中立の問題もあり得ないというふうに考えております。ですから、まず今御指摘のように、税には相互の信頼が必要だということですが、私も、私には、そのために非常に明確な税制をおつくり願いたい、こういうふうに思っております。

一つは、物価調整制度、インデクセーションの問題。先ほどもお話がございましたけれども、今これに關して議論いたしますと、政府の方から何か財政收入が不安定になるからとか、あるいは所得税の構造がフラット化すればいいのではないかとか、あるいは先ほども与党の方から話が出ましたような、すべてにかかわるとか、さまざまなくとを申しております、消極的であります。私は、物価調整制度というのは、世界各国を見ましても、世界の常識であろうと思います。これを率

ないだろうかということで、私も含めまして何年か前に法案を提出したところであります。この問題の御見解と、もう一つは、山田さんは前にクリーンカードというのを提唱をなさっております、納税者番号制度というのについて一番大

事なのは、社会の公平のために、負担の公平のために、あるいは福祉も通じた公平のためにやりますようにというのが趣旨だろうと思います。何かプライバシーの侵害のおそれのあるような番号を全部くっつけるというふうな意味では考えていないわけでありまして、グリーンカードの提唱というの、恐らくはそういう趣旨から出されていると

いうふうなことであらうと思ひます。山田さん、政府税調のメンバーあるいは番号制小委員会についても御参画をいただいているというふうなわけでごいまして、お伺いしたいのは、私はこういう趣旨はわかっている、これをやること、この抜本改革の機会をおいてない、また抜本改革をするならば、これは不可欠だということではないかと思ひますが、いかがでございましょうか。

○山田公述人 物価調整の問題につきましては、我々も欧米の内容等をいろいろ勉強させてもらつたのですが、いろいろなやり方があるのですよね。ですから、今指摘がありました、政府の方もよく言われる、問題点があれば、そういうことも十分織り込みながら、ひとつ実現に合うような形で、やる気になればこれはできることなんで、やる気になればこれは何だかんだ理屈をつけますけれども、いろいろな例がいろいろある国であるわけですから、できないことはない、ぜひひとつやってみようというものが私どもの率直な気持ちです。

それから、納税者カードの問題については、ずっと私もこれは言い続けてきた内容なんですけれども、何か一部、我々自身がグリーンカードについて廃止するのに賛成したのじゃないかというのを時々言われるのですが、せっかくの機会ですから、そういうことは絶対ありませんでしたので、お間違ひのないようにしてほしいと思ひます。あえて納税者番号をグリーンカードと呼んだのは、できるだけさわやかなイメージをつくりたいというふうな気持ちもありまして、グリーンカード、ガラス張りというふうなことで主張しております。今先生の言われたようなことと全く同じ考え方で、もうそれ以上申し上げることはありません。

○伊藤(茂)委員 山田さんにもう一つ伺いたいのですが、先般来、税制改革については、高齢化社会に向けてどのような負担でどのような社会サービス、あるいはどのような負担でどのような日本をつくるのかという問題ではないだろうか、その不

可欠の条件として、高齢化社会に向かうより積極的であり、また時代に合ったところの福祉政策をつくらなければならない、そのために知恵と汗を絞らなければならないということを私も主張をいたしてまいりました。

政府側の方からいわゆる福祉ビジョンについての文書による提議がございました。ただ、その内容を見ますと、年金の支給年齢を六十五歳に繰り延べるといふことがえらく重点になっているようなんですね。そのために、それでは就労年限をどうするのか、あるいは定年をどうするのかとかいうことは、何かまぐら言葉になつていふような印象で私どもも見ておりますし、世間でもとらえられていふ。これは重大問題であらうと思ひます。労働運動にとつても重大問題であらうと思ひます。その辺のことにつきまして、連合としての正式な見解も出されていふようでございますけれども、それについての御見解と、それからついでで恐縮ですが、先ほども各所得階層別の今度の消費税率導入を中心とする税制改革によって重大な事態が起これというのを申されました。そういう意味で考えますと、大蔵省、政府が出されていふシミュレーション、みんな幸せになります、また週刊誌にも大蔵省だすというのが書かれておりますが、私は、これは労働者の実感とも実態ともかけ離れたものであらう、日夜そういうこともごらんになつていふと思ひますので、その二つ、御見解を伺いたひ。

○山田公述人 二十一世紀、高齢化社会に向かつて我々自身もある程度負担増が出てくるだろうというところはわかつた上でいろいろなことを申し上げていふわけなんです。

具体的に申し上げますと、六十五歳、七十歳、何歳でも書こうと思へば書けると思ひます。それにまた対応できるような業種なりあるとは思ひます。しかし、全体的にとらえた立場でこの種の問題は方向を示してほしいなということです。ですから、私どもとしては、先ほど申し上げましたように、やはり支給開始年齢は六十歳をきちんと起

点として押さえておきたい。そして六十歳以降は、およそ今の労使の間でも定年制、なりませんが、再雇用というふうな形が今後進んでいくと思ひます。そして、そのための雇用の職域でどう拡大していくのか、開発していくのかということ、労使にとつても皆さん方にとつても重要な課題だといふぐあいに思つておりますから、私は当面はそのことをびっちり押さえていこうということ。それで心配になりますのは、簡単に言いますが、私ども一番頭が痛いのは中高年齢、特に高齢者の言うならば能力開発といふことが再就職といふんです、これがほとんどないのですよ。今有効求人倍率が一・〇八と言つています。しかも、北海道、九州等は一・七までいってあります。その有効求人倍率が一・七まで上回つていふところでも、高齢者の有効求人倍率というのは極めて低いといふことなんです。そういうことを本当に真剣に考えた上で、そういう具体策も十分立てながら六十五歳という問題をやはり出してもらわないと、ますます消費税率の議論すらやこしいことになつてしまふのではないかなといふことを逆に心配をしております。職場のどなたかに聞かれても、六十五歳の定年、はあそうですか、なんという人は今のところはなかなかないといふのが実態、実感だといふことを申し上げます。

○伊藤(茂)委員 あと一、二分しかございせんが、公平性の意味で中西さんと古岡さんに一言お伺いしたい。

先ほど中西公述人は、今回の税制改革、消費税率を含めまして、これに賛成である、早く成立をとおしやいました。世論調査で、知事ですから御承知だと思ひますが、今消費税率に賛成の人よりも反対の人の方が三倍から四倍というふうな状態になつております。石川県だけ特別でないだろうと私は思ひます。そういう状況の認識、個人的意見は、それは結構です。そういう状況の認識をきちんと踏まえて、知事としてのさまざまな御努力をなさる。認識は、そのように事実認識ですから、お持ちになつていふかどうかということと、一緒

で済みません、それから古岡さんに一言伺いたひのは、単一税率、結構だと言われましたが、先般ヨーロッパに参りまして付加価値税の父というローレンさんという人と会つたのですが、単一税率は社会政策のない証拠です、世界じゅうそんな例はありせん。ダイヤモンドと水と何ととか、水道とか米とかよく言われておりますけれども、もし将来、税率が二けたでも上がったら大変な国民の不満が爆発するであらう。世界じゅうにないものを非常に結構だと言ふのは、何か私はげんな念を持つて伺つたのですが、時間がございせんので、一言だけずつ答えてください。

○中西公述人 私が申し上げましたのは、私の周囲でいろいろと皆さんの御意見を聞いております。各種団体あるいは地元のオピニオンリーダーであるマスコミ等におきまして、徹底的議論は大いにやつていただきたいが、同時にできるだけ早く消費税率に移行すべきである。と申しますのは、石川県あたり、二十一世紀、いよいよ高齢化社会を迎えるわけでございます、いろいろな意味におきましてそう申しておるわけでございます、議論を飛ばして結論を出せといふ意味ではございせんので、どうぞよろしくお願ひします。

○古岡公述人 一言申し上げさせていただきます。早く導入させてほしいと言つておりますのは、私ども全関連の委員は、全員が、物品税が昭和十二年からですが、戦前を問わず戦後四十年間、この不公平、矛盾に苦しんでまいつたものでございします。現在も苦しんでおります。大変苦しんでおります。だから早くこれは正してほしいということです。

それから、単一税率につきましては、これは現在の個別消費税率、物品税があればたくさん、八十五品目いろいろな税率があります。これはもう大変な事務負担です。こういう事務負担は、単一税率によって解消されると思つております。よろしくお願ひします。

○伊藤(茂)委員 ありがとうございます。

○海部委員代理 次に、宮地正介君。

○宮地委員 公述人の皆さんには大変御多忙の中、当委員会に御出席いただきまして、大変にありがとうございます。きょうは限られた時間が十分以内ということでございますので、基本的な問題について何点か伺いたいと思います。

まず最初に、山田公述人に。リクルート疑惑の問題についても触れられました。今回のこの税制改革の法案審議に当たりまして、リクルート疑惑との関係は重要な問題であろうと思っております。既に御存じのとおり、この六法案の政府提案者の中心的な立場にある竹下総理あるいは宮澤大蔵大臣、この方々がこのリクルート疑惑に大変に関係がある。こういうことで国民の政治不信というものも大変強いわけでございまして、果たしてこの法案を提案する資格があるのだろうか、こういう素朴な国民のいわゆる疑念もあるわけでございまして、こういった点について公述人はどのように国民の代表としてお受けとめになっているか、まずお伺いしたいと思います。

○山田公述人 きょう公述を申し上げる前提にリクルートの問題について触れました。一日も早く、ひとつ国会の責任において内容について説明をして、国民に示してもらいたいということを申し上げました。

今先生の方から、それぞれの立場における責任についてどう思っておるかという指摘だったと思いますが、私は、これだけの国民の世論とか国会の論争を通じて、それぞれの立場の人がそれぞれの立場でひとつ責任を明らかにされるということが、今最も大事なことでないかというぐあいにも思っております。

○宮地委員 特に今回のこのリクルート問題の中で、キャピタルゲインの問題、いわゆる株の売却益に対する課税問題、これが大変にやはり不公平である。例えば創業者利得の江副さんが百四十六億円のいわゆる利得を得ながら、これが非課税である。国民の汗水垂らしている方々が勤労所得に

おいては大変な所得税がかかる。ところが不労所得であるこうしたキャピタルゲインについては非課税である。こういうことで、今回のこの税法の中においても原則課税、あるいは申告分離課税二〇％あるいはみなしで一〇％。特にこのみなし源泉分離課税については大変にこれは問題がある。こういうことで与野党間でもこの問題については踏み込んで改正をしようとはならない。こうしたやはり不公平な税の最たるものとして、このキャピタルゲインの問題というものが国民の中からひんしゅくを買っていると思うのです。この点について牛嶋先生どのようにお考えか、一言コメントいただければと思います。

○牛嶋公述人 私、先ほど所得税の抜本的改正、そのためには所得税にかかわる骨幹的な問題について慎重に議論していただきたいということを申し上げました。そのうちの一つに今御指摘のキャピタルゲイン課税も含まれているわけでございまして、やはり今の所得税の基本は、すべての所得を個々の納税者について総合して、それに対して課税をするということですね。今言われております不公平税制のほとんどは、その総合課税が十分に行われていないところから出ているわけでございまして、その最も大きな部分といたしまして、今御指摘の有価証券のキャピタルゲイン課税があるわけですね。それで、キャピタルゲインも、これも所得、個人の所得という観点から申しますと、所得に当然含めるべきでありますし、今までは土地に対するキャピタルゲインが譲渡所得に含まれていたわけですから、これはもう当然有価証券についても含めるべきだ、こういうふうにも思っております。

○宮地委員 今先生からも総合課税の構築の問題をお話しになりました。我々公明党も、これから税制改革の一つの手段、方途というところで、まずはやはり現在不公平と言われている不公平な税制を是正すべきである、また基本的にはシャープな勧告以来の税の根本は総合課税に移行していくべきである、こういうことで、昨年マル優廃止のとき

に、利子配当課税については、附則の中で五年後に見直しをして総合課税に移行をする。今回の審議の中でも、特にキャピタルゲイン課税などにつきまして、今後四年後に見直しをして、総合課税に移行していく、そういう中でやはり税の根本的な一つの構築をしていくべきである、こういうことについても竹下総理は前向きに答弁もございました。やはり分離課税とかあるいは租税特別措置などによりまして、非常に税の本来の体系が今形骸化されておる、これをもとに戻していく、そういうような一つのきちんとした道をつくり、そして国民の合意を得ながら直間比率というものは第二次改革の中で見直ししていくべきではないか。そう考えますと、やはり今回の消費税率導入は余りにもこれは拙速過ぎるのではないかと。国民の大多数がいまだに反対をしております。ましてこれは二年前の中曽根内閣の、政府の選挙の公約違反でもある。まして中身を見てまいりますと、年金生活者あるいは低所得者層、生活保護世帯、まさに弱者あるいは低所得者層、中小企業にとりまして、独禁法の適用除外によって価格転嫁させると言いきながら、実際は繊維業界などを初め価格に転嫁できない。結果的には中小企業の経営圧迫につながり、三〇％というものは、中小企業経営者にとっては、これは大変な率でございまして、まして三〇％というものは、まず消費税率導入ありきである。これが打ち出の小づちとして今後さらに税率が上がっていくことは十分に考えられるわけであります。

て、そうなりますと、小さな政府どころか大きな政府、本当に小回りのきかない、ますます行革も大変に進まない、そういう危険もあるわけでございまして、そういう中で、先ほど石川県知事の中西さん、あるいは古岡さんは賛成の意向を表明されましたが、この点についてはどのように受けとめておられるのか。時間がございませぬので簡単に結構ですが、御答弁いただければありがたいと思っております。

○中西公述人 基本的に、将来はもっと小さな政府、規制緩和をすべきだと思うのでございします。それにいたしましても、先ほどもお答えいたしましたように、今の所得税が本当に激しい累進税率であること、また法人系統におきましても、国際比較からいたしまして今のあり方は適切でない、こういうことを考えますと、石川県の場合、中小企業団体、農業団体等もそれぞれやむを得ないこととして賛成を表明しておりますが、それを受けまして私も賛成でございしますが、何としても税改正は国民生活の根底にかかわる大きな問題でございしますから、十分御審議をされることを心から期待しているわけであります。

○古岡公述人 最初に、三〇％でございしますが、三〇％という税率は世界で類を見ない一番低い税率だと私は認識しております。それで、この三〇％を業者が負担しなければならぬ、利益がそれだけ減るということとでございしますが、これは転嫁をしないから減るということが考えられるのであつて、転嫁を前提としておりますので、殊に、先ほども申し上げましたように、政府では、この転嫁について最大限の努力をする、PRをするということをお明言されております。それを私もは期待しております。

○宮地委員 終わります。

○海部委員代理 次に、安倍基雄君。

○安倍(基)委員 公述人の皆様にはお忙しいところどうもありがとうございます。こちらに与えられました時間が十分でございしますから、簡潔に御質問したいと思っております。

最初に、山田公述人にお聞きしたいのでございしますけれども、連合の中にもいろいろの議論があると思っております。それは促進派もあるでしょうし、あるいは反対派もあると思っております。きょうの御意見というのは、塚本三条件で出された福祉ビジョンについての説明、行革についての説明、それに對して政府はある程度の答えをしておりますが、それについてまだ十分ではないという御意見かと思っております。これからもう少し審議を尽くさねばならない、今国会でやっでは困るという御意見を言われましたけれども、これはいわゆる個人の意見

でなくて連合全体の御意見であるのかどうか、その辺をまず第一にお聞きしたいと思ひます。

○山田公述人 国会で示されました福祉ビジョンにつきましては、行財政改革もあわせて進めて連合は連合としての見解を文書できちんとまとめまして内外に明らかにしてまいりますから、個人の見解ではなしに、これは連合の見解というぐあいに受けとめてもらいたいと思ひます。その内容については、先ほど公述の際に申し上げておりますから繰り返して申し上げませんが、そういうことであるということです。

○安倍(基)委員 ということは、基本的な議論はまだ十分なされておらない、その意味でももう少し審議は尽くさねばならない、この秋にも少し通過させるのであれば、それなりの相当厳しい、解散をもって行ふべきだとまで書いておりますけれども、その辺までの強い話であるのかどうかでございませう。その辺ちょっと私もこれは非常に大事な点といふ問題点だと思ひますので、—そういうことでございませう。

○山田公述人 ちょっと御質問の趣旨がとりにくいのですけれども、どういうことなんでしょう。私ももとしましては、民社党の方で三条件を出されたということを前提に今発言がされたと思ひますが、そのことについての議論は極めてまだ不十分じゃないかということを含めて申し上げておつたつもりなんです。

それから、冒頭質問がありまして、連合の中にもいろいろな意見があるのではないかと、このことも触れられました。なるほど産業のグループ、グループによつていろいろな意見があることは事実です。連合としては、あくまでも納税者、それから消費者、サラリーマンという立場に立つて今回の税制改革は賃金見ようじやないかということを中心に据えながらいろいろな見解を発言を今までも承知しておりますが、基本はそういうことになっている、こういうことではございませう。

○安倍(基)委員 土地税制などの議論もなきにしました。この委員会におきまして私も同じような議論を展開したところでございませうけれども、いわばこの資産課税の問題を消費税の決着と同時に進めてほしいというふうな意味であるのか、まあそれは大分時間がかかるから後回しということでもいいのか、その辺はどうでございませう。山田公述人、どうぞ。

○山田公述人 国会の審議状況を私どもでも見る限りにおきましては、資産問題に対するお互いの議論といひますかお互いの対案といひますか、そういうことに対する審議がまだ不足しているのじゃないかということ、あえてきょうの段階でも、先ほどいろいろな数字を出しながら、もともとこの資産問題について、竹下総理もせっかくあつたバランス論を言っておられるのですから、やはり国民から見てもなるほどというふうな税制改革案を提示してもらわねえと、もともと国民に出されたあの公約自身がおかしなものになるなというのを心配しながら、先ほどくどくどと実は公述をさせていただいたということなんです。

○安倍(基)委員 次に、古岡公述人にお伺ひしたいと思ひます。

既に議論も出しましたけれども、欧米諸国の中にはいろいろな税率に差を設けているところもありませう。今度フラットにした場合に、さっきも議論に出しましたけれども、ダイヤモンドと必需品と同じでいいのかどうかという議論もまた出てくるかもしれないという点がございませう。この点、果たして一度に全く同一税率でもいいのかどうかという問題があると思ひます。

二番目に、今転嫁については政府の言うことを信じますというのを言われましたけれども、転嫁しやすい物品と転嫁しづらい物品とがある。今、例えば繊維なんかはNIESに追われて、後進国に追われてきゅうきゅう言っている。でありますから、政府が転嫁を保証してくださるから安心でございませうという議論は非常におかしいのではないかと、では、転嫁しやすい物品、転嫁しづら

い物品、それをどうお考えになつておるか。第一の、すべてフラット税率についてはやはり問題があるのではないかと御認識がないのかどうか。それは皆様が今まで苦しんでこられたことばかりです。しかし、また新しい苦しみを生む人間も生じてくるかもしれない。でございませうから、この転嫁問題とフラット税率がどうしても望ましいのかどうか、この二点についてもう一度御返事を願ひたい。

○古岡公述人 同一税率でいいかどうかということは、例えば貴宝石、ダイヤモンドその他高額ぜいたく品があるだろう、だから、それとそうじゃない必需品とは区別すべきじゃないかという問題が起るのではないかと御質問ではなかつたかと存じます。

先ほど申し上げましたとおり、今、例えばダイヤモンドにしても、新婚夫婦は結婚式のときに五十万や百万のダイヤモンドを花嫁さんに贈るというのはいくらも常識でございませう。自動車を買うのも常識でございませう。こういうときに、それは五十万円がぜいたく品か、百万円がぜいたく品か、どこで一体線引きするのか。その線引きというのは非常に難しい。むしろ困難であらうと思ひます。

そして、先ほど申上げましたが、何しろ私も複数税率で大変苦労しております。今回また新税に例へば導入されるとしまして、これが複数税率で、ぜいたく品は高い税率にしよう、そのほかは安いものにしようといひますと、それで今度は両方からかかってくるようになってしまふ。これはまた大変な—両方といひますのは、三%のほかに一〇%のものは七%またかけないか、それ、そういうことになりまして、私も、大変これは複雑で、中小企業はこれに耐え切れないということをおし上げていたと存じます。

次に、転嫁の問題でございませうが、これはその力関係とかいろいろあつて転嫁のしにくいものもあるかと思ひますが、やはりどうしてもこれはみんな力を合わせて転嫁できるように努力する

しか方法はないと存じます。転嫁できなければ、結局は自分が苦しむわけですから、お互いに、殊に今度は公取でもって許されておりますので、何とかそれに従つて私どもは転嫁したいと存じております。

○海部委員代理 安倍委員、済みません。お約束の時間が来しておりますし、本会議の予鈴も既に鳴つておりますので、御協力願ひませう。

○安倍(基)委員 では、残念ですけれども、転嫁問題は午後からまたお聞きしましょう。

○海部委員代理 次に、正森成二君。

○正森委員 時間がございませうので、ほんの短い時間だけ聞かしていただきます。

まず、石川県知事でございませう中西公述人。先ほど地方が減収になる、あるいは自主財源が失われて困る、しかし消費増税等で補てんされるけれども、格差が生じるという意味のことを言われました。地方財政にとって非常に大変だと思ひます。石川県の財政規模は、私の承知しているところではたしか三千七、八百億円だと思ひますが、そうでございませうか。

○中西公述人 大体三千数百億でございませう。そのとおりでございませうが、何としても地方自治の本来に照らしますと、自主財源が大きいほどいいわけですから、各県の経済の状況に大変格差がございませうので、おのずからその自主財源と申しましても、地方交付税あるいは消費税の配分等でこれを埋めていただく、こういうことになるものだと思つております。

○正森委員 石川県では今度の税制改革でどれだけの減収になって、どれだけ補てんされるかは御存じですか。

○中西公述人 概数でございませうが、私の県で最も大きい影響を受けますのは料理等飲食税でございませう。これは全国のシェアの二・一%を占めておりますので、これは百億近いものが減収になると考えております。正確に言いますと八十数億かと思ひます。そのほかいろいろとございませう。

ども、特別消費税におきましてこれらについての補てん、また地方交付税全体におきまして補てんを期待しているわけでありませう。

○正藤委員 私どもが調べました資料では、おたくは料飲税の収入が非常に多くて、我々の資料では九十三億になっております。それらの関係の税全体で百四十四億ぐらゐの減収になります。これに對して、消費税と税の人口割と従業員割及び交付税を入れても補てん額は七十二億円で、差し引き減収が七十二億円になります。そのほかに建設事業費や物件費や維持補修費や災害復旧費等が消費税の導入で当然上がりますから、これが幾ら上がるか私どもで計算しますと、三十七億ほど上がります。そのほかに人件費のはね返りというものが当然出てまいります。これを半分の一・五%にしますと大体二十億円で、合計五十七億円の歳出増。そうなりますと、これらを合わせますと相当な金額になるわけですね。大体百三十億を超える額になります。これはあなたの方の予算の一・五三%に匹敵するわけですね。これは地方財政にとつて随分大変なことじゃないでしょうか。

○中西公述人 実は税改正とそれに伴います諸財政制度の改正によりまして、トータルといたしまして収支バランスがとれるようにということをし強く今関係方面に期待しているわけでありませう。

○正藤委員 時間がございませんで、山田さんに一点だけ伺います。

これは十年前ですけれども、大平内閣の消費税導入のときに、こういう講演をした人がいるのです。「一般消費税を導入した場合の物価への影響」ということで、「一番簡単な例として、あらゆる小売の売上げに対して五%の一般消費税を新たに課するとすると、物価は五%上がります。これは物価が上がったというのではなく、増税の反映そのものであり、言いかえれば増税そのものです。確かに皆さんの可処分所得は実質的には五%少なくなりますが、しかしそれが増税なんですから、それは仕方がない。そうだからといって、皆さんの給料を五%上げてくれという要求が出てくると、

ぐるぐる回りして、経済全体として見ると増税の効果がなくなってしまう」こう言っているのですね。これはなかなか大蔵省の伊藤田敏雄という当時大臣官房審議官、その後国税庁の次長をやった方です。この人の見解だと、労働組合は、幾ら消費税の導入によつてそれ自体物価が上がつても、それは増税だからがまんしなくてはならない、賃上げをしてはならないという考えにつながるわけですね。

そこで、労働組合の御代表の一人として伺いたいのですが、あなた方は、こういう見解で賃上げを自主的に抑制されますか、それとも労働力の維持改善のために消費者物価が上がつた分だけは賃上げをやつぱりから取らなければならぬ、こういう御指導をされますか。どちらですか。

○山田公述人 それは上がれば要求して取らにやいかぬと思ひます。

○正藤委員 当然のお答えを伺ひました。私、ございますけれども、本会議がございますから、二分ぐらゐ残してやめさせていただきます。

○海部委員長代理 これにて午前中の公述人に対する質疑は終了いたしました。公述人各位には、貴重な御意見をお述べいただきまして、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時八分休憩

午後一時三十分開議

○海部委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。公述人各位には、御多用のところ御出席をいただきましてありがとうございます。税制改革六法案に対する御意見を拝聴し、各案審査の参考にしたいと存じますので、忌憚のない御意見をお一人十五分程度お述べいただき、その後委員からの

質疑にお答えいただきたいと存じます。よろしくお願ひします。

○飯塚公述人 私は、TKC全国会という会の会長をやっております。税理士であり公認会計士でございます。本日は、公述人として私は三点についてちよつと御意見を申し上げたいと思ひます。

第一は税制国会そのものについて、第二は不公平税制の是正について、第三は消費税法案について、以上の三点について意見を申し述べさせていただきます。

まず、税制国会についてでございますが、国民の不信を充満させた税制国会であるということを私どもは感じております。

二番、集金能力のある者が国会を支配するとする今の国会の体制は、根底に亡國の要素を抱えていることを知らねばならぬ。

三番、政治家個人が集金活動の必要のない趣旨の政党法を制定すべきである、ドイツのように、ドイツの場合、御承知のようにパルティエンゲツツというのがある、大衆からお金を集めることを政治家は必要とし、そういう形になつておる。

四番、審議拒否は政党の消滅をもたらす。与党は社会正義の理念の限度いっぱいまで野党の要求をのむべきである。それで第一は終わりました、次は第二に入らせていただきます。

不公平税制の是正について。

昔問で問題となつてゐる点は、土地税制、医師税制、みなし法人課税、キャピタルゲイン課税等であるが、そのほかに私が長年税制の構造的欠陥として指摘してきた問題点は以下のとおり。

一番、記帳義務の強化をすべきであるという点。アメリカでは、一九五四年の内国歳入法から農民を記帳義務者に加えております。西ドイツではワイマール憲法時代から農民に記帳義務を課しております。日本の税法はこの点ではでたらめでありませう。

二番目、会計帳簿記載事項の国際化という問題があります。我が国は、シャウプ勧告の出た直後の昭和二十五年以来、会計帳簿の記載事項を約四十年間変えていない。米國及び西ドイツの会計処理基準書は兩國とも約一千ページである。この点の方針につき日本の国会は何をやっているのかというのが我々選挙民の考え方でございます。

三番、納税義務者の掌握。日本には、納税義務者を漏れなく掌握するため税法条文がない。地方交付税法第三条を改正して、地方自治体の職員を動員すべきである。

四番、総収入基準の導入。所得税法第二百二十条を一部改正して、所得を基準としてではなく、収入を基準として申告する体制に変えるべきである。

五番目、脱税未遂犯の取り扱い。今回の消費税法案で、保税地域から引き取られる課税物件についてだけ脱税の未遂犯を認めたが、なぜこれをもっと拡大し、かつ法人税法、所得税法についても認めないのか。米、英、独、仏のように、脱税の未遂犯の裏側には不実記帳があるのである、この不実記帳についても日本も刑罰を科すべきである。

る。

七番、コンピュータ会計法規の制定。

日本のコンピュータ普及状況は世界第二位である。今百万社以上の企業がコンピュータによる会計をやっているのに、コンピュータによる会計法規が全くない。米国では二十四年前にできている。国会は何をやっているんですかとお尋ねしたい。

八番、適正申告のための課税資料提出義務の強化。

米国では年間六百ドル以上の売買先の住所、氏名、取引内容について売買主に資料提出を義務づけており、違反者には罰金を科している。この罰金でございすが、資料提出義務の違反者は最高限度は五万ドルでございすが、六十万以上の罰金です。

九番、租税法律主義の確立。

西ドイツは、基本法つまり憲法です、基本法百二十九条によって通達を全廃した。米国は国会議事録の文言に限ってそれを通達に採用している。日本は国会がその権限を放棄して通達行政がまかり通っている。でたらめである。ここらは本気になって考えていただきたいところです。

等々であるが、抜本的税制改革の断行を前提として特に次の二点を強調しておきたい。

第一は租税法律主義の確立。第二は納税者総背番号制度の早期導入。何か四年先とかそんな声が聞こえてまいりますけれどもそんなでもない。直ちに総背番号制を断行していただきたい。

三番、消費税法案について。

我が国の高福祉、高齢化社会に対応し、かつ企業の国際競争力の観点からも、法人税及び所得税の軽減化並びに直間比率の是正のために消費税の導入は避けてはならないものと考えます。しかし、このたび提案された消費税法案はさまざまな問題点を内包しており、次にそのうちの数点を強調しておきます。

一つ、消費税は本来最終消費者が負担すべきものであるから、極力事業者が自己負担をしないので

済む仕組みであるべきこと。特に消費税法第三十条に定める課税売上割合の計算において、西ドイツのごとく、分母を構成する非課税売り上げから土地と有価証券の譲渡額を除く必要がある。その理由、第一、課税売り上げに係る預かり消費税から控除できる課税仕入れに係る支払い消費税額の計算は、課税仕入れに係る消費税額を、①課税売り上げに対応するもの、②非課税売り上げに対応するもの、③課税売り上げ、非課税売り上げの双方に共通に対応するものの三つに区分し、個別配分方式としては、①課税売り上げに対応するものと、②課税売り上げ、非課税売り上げの双方に共通に対応するものに課税売上割合を乗じた結果を加えたもの、または比例配分方式としては、課税仕入れ等の税額の合計額に課税売上割合を乗じて計算したもののいずれかの方式により計算することとされている。なお、課税売上割合とは、課税売上額と非課税売上額とを合算したものに對する課税売上額の比率である。

この場合、非課税売り上げである有価証券や土地の譲渡額を分母に入れると、有価証券や土地の譲渡額は一般に多額であるので課税売上割合が小さくなる。したがって、課税売り上げに係る消費税額から控除する課税仕入れに係る消費税額も少なくなつて、その結果納付額が小さくなることになる。つまり、控除する消費税額が少なくなつて、その分自己負担がふえて不当な企業負担となつてしまふ。これが第一点です。これは直していただきたい。

第二点、消費税法案の第三十条第七項によれば、課税売り上げに係る消費税額から控除できる課税仕入れに係る消費税額については、消費税額の控除に關する帳簿または請求書等を保存しない場合は適用しないとされているが、この文言では証拠等はなくとも帳簿に記載さえされてあればよいことになる。このことは証拠のないところに記帳はないという、これは国際的に認められた会計上の大原則でありますけれども、このところが自民党の先生方及び大蔵関係の方々には余りよくわ

かってないらしい。ドイツでもアメリカでもイギリスでもそうだけれども、例えばドイツの場合は商法及び税法に規定がある。カイン・ブーング・オーネ・ベレーク、証拠書類がないものは記載してはいけない、証拠書類があれば記帳はいいんだという考え方が実は法制化されておる。日本以外の文明国ですよ。

そこでちょっと困ることは、ここにミスプリントがあるので申しわけない。「仕入税額控除の対象となる取引については」という十九文字、これはミスプリントでありますから削除いただきたい。帳簿のみならず請求書などの証拠書類、つまり原始取引記録の整理、保存も義務づけることが必要である。

三番目、消費税に新たな不公平を持ち込まないこと。

例えば、①簡易課税方式の適用は、法案第三十条では課税売上高五億以下となつてゐる。この点について十億以下に拡大すべきだとの意見もあるが、それは逆に不公平を拡大することであり、むしろ一億以下とすべきであるという点。それから②として、免税業者について、法案第九條は課税売上高三千万以下としてゐるが、先進国の実情を見ても余りに高額であり、公平を実現するために一千万以下とすべきである。

最後に四番、消費税法案第六十九条では、収税官の処罰事由というものを情報の漏えい、盗用だけに限定しておられるけれども、これは文明国の立法例に反しておる。アメリカの内閣歳入法の七千二百四十四条によると、そういう場合に処罰すべき場合というのには九つ用意されておる。例えば税法の執行をかさに着て精神的圧力を加えたとか、あるいは暗に金銭、物品の提供を要求するとか、そういういろいろな場合がございしますので、それらについて願わくは内閣歳入法の七千二百四十四条を参照して改正していただきたい。

以上が私の意見でございます。終わります。(拍手)

○海部委員長代理 ありがとうございます。

次に、八田公述人にお願いたします。

○八田公述人 私は中小小売商という立場で、特に消費税の問題について意見を述べさせていただきます。

私どもは、今回の消費税の導入に当たりまして手続が不足しているのじゃないのかということにまず感じるわけでございます。私ども、小さな店の経営者でございますので、店の経営がおかしくなつたという場合にはやはりこれを立て直しをしなければいかぬという考え方をもちます。国会でも、国の財政がおかしくなつたからこれを直さなければいかぬという考え方は、私もよくわかるわけでございます。しかし、そういった場合に、私どもは自分の店を見直した場合に、無理をして過大なサービスをして得るべき利益をもらつてなかつたのじゃないのかということにまずチェックいたすわけなんです。つまり、国でいえば優遇措置をとつて取るべきものをいただけないのじゃないのか、いわゆる不正税制の是正がまだ十分に行われていない、私はまずここからやるべきだというように考えるわけでございます。

それからいま一つは、それと同時に店の経営を健全化するためには、むだな出費がないかということをチェックしなければならぬ。場合によりますと非採算部門を切りなければならぬ、時によると人員整理もしなければならぬということがあります。つまり、国で言えば行政改革の問題でございます。これは、私どもの目から見ると、行政改革もまだ十分であるというふうに考えるわけでございます。

この二つを抜きにして安易に消費税の導入を進めるということは、私どもの経営でいえばこれは放漫経営に当たる、こういうことは、やはりやるべきことをきちつとやってから消費税の導入を御検討いただきたいというのが一つの理由でございます。

それから二番目には、この消費税というものは

日本の経済的な風土に合わないのではないのかという肌身に感じた実感があるわけでございます。

この狭い国土の中に一億以上の人口が住んでおります。その大部分が中小企業で働く人々でございまして、乏しさを分かち合いながら中小企業を営んでおるわけでございます。中小企業というのは、ある面では失業救済的な役割を果たしているというのも現実の姿であるわけですが、したがって、多くの中小企業があるということは、外国から言わせると日本の流通機構が複雑だということも指摘されている一つの原因になっているかも知れませんけれども、しかしながら、こういう形で今の日本の国民は職を得て生業をしながら働いているわけでございます。

この中へこの消費税が入ってまいりますと、いわゆる付加価値税タイプのこの消費税は、各段階に課税されてくるというこの形は、流通過程が長い段階では、より長いものがより短い業者との競争に負けていくという性格があるわけでございまして、したがって、これが入ってまいりますと、より小さなものから淘汰されていくということとを我々は非常に心配をしているわけでございまして、つまり、私どもは、これが入ってくることによって経営の危機と生活の不安がますますございまして、こういうことを生活実感として考えるわけでございまして。

したがって、こういう考え方が、昭和五十四年の一般消費税に対して中小小売商が反対をし、さきの売上税についても反対をし、今この消費税について私どもが反対をしているという理由でございます。これはやはり国民の声として六五％の、最近の朝日の世論調査でございましてけれども、そういう数字が出ています。この中には多くの中小小売商の声が含まれているというところを、これはぜひ御検討いただきたいと思うわけでございまして。

そういう意味で私どもは、流通過程が簡素化されることによって中小小売商が淘汰されていくという、こういう危険な消費税を導入をされること

については反対をしなければならぬという主張を申し上げたいと思っております。

それから、いま一つ難しい問題は、税額の完全転嫁といったことがどうも難しい、どう考えても難しい。その結果、これは私どもに対して第二の事業税的な性格が極めて強く出てくる、こういうことを考えざるを得ないわけでございまして。私どもは町のお客さんに対して、よりよい品物をより安く提供している店でございますというキャッチフレーズを使っておるわけでございまして、つまり、隣の店よりも少しでも安く売ることによってお客さんを誘引していくという、激しい価格競争をやっておるわけでございまして。こういう価格競争をやっている中で、私どもは三％の税額を転嫁していくということが極めて困難な作業。現在三％かもしれないけれども、どうもこれが、三％が五％になり、今回三％を導入する際に大蔵省さんは、三％じゃ困る、せめて五％にしてくれ、五％がだめなら四％ということを主張されていたというところを聞き及んでおります。つまり、三％が必ず三％にとどまらぬというところ、税率が上れば上るほど価格転嫁といったものは困難になる、完全転嫁ということは困難になるということとを私どもは指摘せざるを得ないわけでございまして。

それで最近、じゃ価格カルテルを認めてこれを転嫁しやすいようにしてあげましょうという親切なお考え方があろうとございまして、競争する業者が多くて価格競争をやっているところ、今までどういったものは成功したためしを私どもは聞いておりません。寡占事業においては価格カルテルは成功するかもしれないけれども、業者同士の激しい価格競争をやっている中で、到底こういうことが成功するというふうには私どもは考えておりません。

今回の消費税法案の中で、三千万円までの免税点を設けていただきました。それから、六千万円以下までの限界控除制度というものがございまして、これはすなわち、こういう制度を設けられた

というこの特別措置は、つまり第二の事業税の性格を持っているということを前提としての措置ではないのか、政府みずからこれは第二の事業税ということとを認めていらっしゃるというふうには私どもは感ぜざるを得ないわけでございまして。

この第二の事業税ということとは、売り上げのあるところに消費税はかかってくる、赤字でもかかってくるという過酷な税金でございます。多くの中小小売商は、先ほど申し上げましたとおりになります。今、農村に嫁が来ないという話がございまして、今、中小小売店には嫁の来手がいないという現実が生まれてきておるわけでございまして。息子も、おやじ、おふくろの働いている姿を見たらとても跡は継げないという。息子も跡を継がない、嫁も来ない、こういう厳しい経営をしている中小小売商に赤字でもかかってくるというこの消費税の導入は、私どもはそういう立場からこれは反対をせざるを得ないという立場をとっております。

それから第四番目の問題といたしまして、私どもが考えるあるべき税制の姿というものは、シャープ税制が総合累進課税をとってまいりました。その後、いろいろな優遇特別措置を設けてこれが崩れてまいりまして、不公正税制といったものが生まれたという過程も私どもは勉強させていただきました。その結果、今私どもが不公正税制と言っているものは、医師優遇税だとかみなし法人税という、そういった細かい問題ではなくて、いわゆる経済的にゆとりのある人とゆとりのない人の格差がますます拡大をしている、こういう大きな不公正が生じているということを私どもは指摘をせざるを得ないわけです。

そういう中で、経済的にゆとりのある人がいわゆる金余り現象で、個人があるいは法人が株式に株を上げたり土地に投機をしたりということと、株価を上げて土地を上げておるというところが一つの現象として生まれてきております。そういうことが今回のリクルート問題でも、私は大きな一つの

背景になっているのじゃないかというふうに感じるのでございまして。

そういう立場で私どもは、そういうことにならずとまずまず庶民が暮らしにくい世の中になっていくということを痛感するわけでございまして。したがって、やはりこれからのあるべき税制の姿といったものは、まじめに額に汗をして働く人には税金は安くあるべきだ、不労所得には重くあるべきだ、貧乏人には軽くあるべきだ、金持ちには重くあるべきだ。そして、そうした税制を確立することによって社会全体の公正が保たれるような税制にしたいといたしたいということを申し上げまして、私の公述を終わらせていただきます。

(拍手)

○海部委員長代理 ありがとうございます。

次に、舛添公述人にお願いたします。

○舛添公述人 今回、内閣により提出されました税制改革六法案に基本的には賛成するという立場から意見を述べさせていただきます。

最初に賛成の理由を説明いたしますけれども、ただいま基本的には賛成と申しましたように、今回の税制改革法案にはまだ改善すべき点も多々あります。この点につきましてはまた後ほどお話ししたいと思っております。

まず第一に申し上げたいのは、現在の税制を改革するということについては広く国民の間にコンセンサスが生まれているということとあります。昨年十二月に総理府が実施いたしました「社会意識に関する世論調査」の結果によりますと、「現在の日本社会のいろいろな不公平・不平等問題について、どのように感じているか」という問いに對しまして、税制に対する不公平感を表明した回答が最も多く、回答者の実に八〇％が不公平だと感じております。ちなみに以下は、「所得の格差」が七四・六％、「学歴の偏重」五九・五％、「土地の所有」五四・〇％、「大都市圏と地方圏の格差」五二・九％と続きますが、特に不公平感のトップであります税制につきましては、前回昭和五十五年三月の調査に比べまして、不公平感を強くも

「ついでに」者の比率が二〇%以上もふえております。この世論調査から見ても、公平な税制の確立を目指して抜本的な改革を今日行うことは、まさに最大の政治的課題であると思ひます。さて、私が今回閣内閣提出の税制改革諸法案に對して賛成いたします理由は三つございします。第一は、高齢化社会への対応ということであります。第二は、価値観の多様化を認めて、自由で公正で活力ある社会を築き上げるためであります。そして第三は、日本が経済大国として必要な国際性を備えるということであります。

第一の高齢化社会への対応という点では、我が国が急速に高齢化社会へ向かっていることは周知のとおりでありますし、この点につきましては説明を省略させていただきます。ただ、一点だけ述べさせていただきますと、消費税を高齢化社会へ対応するための重要な財源というふうに位置づけるのならば、福祉目的税的な発想がもたらされてもよからうかというふうに思ひます。

私が賛成いたします第二の理由、これが最も大事な理由でございますが、それは自由で公正で活力ある社会を構築するという点であります。今日の税制はどのような社会づくりに適合的なものとは言えないと思ひます。その理由の第一は、所得税の累進性が余りに強過ぎて中堅層に重税感を抱かせておりまして、勤労意欲を阻害しているからであります。第二の理由は、トータルと見るとクロヨンと言われまうように、所得の把握に著しく公正を欠いているということでもあります。この点につきましては税務当局の今後の一層の御努力をお願いしたいわけですが、一億総財テクブームで、しかも税金逃れを恥としないような今日の我が国の風潮ではそれにも限界があります。

そのように考えてみますと、衣食住にすら困った敗戦直後と異なりまして、今日の日本のような豊かな社会では、資産課税ということをやっと別にして考えますと、極論すれば、すべてが間接税の場合とすべてが直接税の場合を比べますと、

私はむしろ前者の場合の方が社会的公正にかなうと言つてもいいのかもしれないと思ひます。それは、所得よりも消費の方がはるかに把握が容易でありますし、所得がふえれば通常では生活も派手になって消費もふえるものであります。所得は皆さんよく御存じのように隠すことができますが、消費はそれよりなわけにはまいりません。また、間接税の逆進性よりも今日のよう所得税の累進性の方がむしろ問題が大きいということが言えます。間接税の導入によりまして確かに生活上に大きな影響をこうむる社会的弱者はおりますが、そういう方々に対しましてはさまざまな手段で救済することを考えればよいのであります。

それから、不労所得ということをしにしましたら、収入の多寡というのはいわば社会的貢献度のバロメーターでもあります。この社会的貢献度というのとは社会の価値観の反映でありまして、これを余りにも累進性の高い所得税によつて変えてしまふというのはいかかものかと考えます。もちろん税制による所得の再配分効果ということも考えるべきなのは当然でございますが、同時に以上のような点も考慮すべきであると思ひます。

次に、今日の日本では価値観が著しく多様化しておりますが、現行の税制はそれとを認めていないようであります。自由ということが多様な価値観を認めることを意味するのであります。ならば、現行税制のもとの政府は、人々の価値観にまで介入する、おおよそ自由という名を掲げるに値しない政府であります。私は、自由な民主社会における政府というものは、人々の思想、生活様式、美的感覚などにまで介入することは厳に戒めべきであると考えております。

ところが、現行物品税体系の恣意性を見てもわかりますように、高級なものとそのでないもの、それからリッチな志向とブアな志向、こういうものを政府が決めてしまつていふことになっております。例えばクルマ志向のOLにとつてのフランクリン料理と、それから皆さま方国会議員の先生方に

とつてのゴルフと、それからアウトドア志向の若者にとつてのスポーツカー、こういうものはすべて等価値であるべきでありまして、価値の序列を政府が決めるべきではないと思ひます。例外なしに広く薄く消費税をかけることに私が賛成いたしましたのはそのためであります。

かつて中曽根前首相は、「多段階、包括的、網羅的、普遍的で大規模な消費税を投網をかけるようなやり方ではない」と述べられたことがありますが、私に言わせれば、まさにそのような消費税こそ今日の日本に必要なものであります。前回の売上税は五十を超える非課税品目がございしましたが、そのような無原則的な間接税は論外であります。これは皆様が最もよく御承知のように、族議員という名前の政治家と官僚と業界とのいわゆる三角同盟というのが政治過程に大きな影響を与えているのが今日の日本の政治でございます。その中において政治の恣意的な介入を排除して公正な税制を実現するためには、基本的には例外を認めず広く薄く課税する消費税は不可欠であります。

さて、私が今回の政府提出の税制改革法案に賛成します第三の理由は、経済大国日本には国際性の視点が重要だということでもあります。先般、アジア、アフリカの発展途上国を視察してまいりましたけれども、経済大国日本に對するこれらの国の期待の大きさに非常に驚かされた次第であります。そのような諸外国の期待にこたえるためにも、伝統や慣行にとらわれることなく、必要な改革は断行する必要があります。

その点で四点ほど申し上げます。第一に、異常に実効税率の高い法人税が産業の空洞化をもたらすということを忘れてはならないと思ひます。円高に加えて、今日の税制が優秀な企業を、そしてまた優秀な個人を日本から追放するとなれば、それはまことに不幸なことでございます。第二に、物品税や酒税が非関税障壁として対外経済摩擦の一因となつていふことは周知のとおりであります。第三に、我が国の流通機構

を簡素化、透明化することは今や国際的要請であります。貿易黒字を減らし、諸外国の製品を輸入することは今日の日本の国家的要請でございますが、複雑な流通機構がそれを拒んでいるとすれば、その点に手をつけることが不可欠であります。伝統や慣行の上にあぐらをかいていふことは許されないと考えます。第四に、キャピタルゲインを原則課税することは金融大国日本として不可欠であると考えます。

以上の点から見まして、現行税制は、中曽根前首相の言われる「国際国家日本」とか竹下総理の主張されます「世界に貢献する日本」とかいうものとは全くほど遠いものでございます。その意味でも今回の税制改革を支持いたす次第でございます。

次に、今回の税制改革諸法案の問題点につきまして私見を述べさせていただきますと思ひます。六点について取り上げます。

まず第一に、みなし法人課税、宗教法人課税などのいわゆる不公平税制の是正につきましてはまだ不十分であります。この点につきましては今後一層の改善努力をお願いしたいと思ひます。

第二に、キャピタルゲインにつきましては、所得の把握を公正にするために納税者番号制度を本格的に導入することを検討すべきであると考えます。

第三に、消費税の導入につきましては、政府は、第一に消費に薄く広く公平に負担を求める、第二に簡素でわかりやすく、取引慣行にも配慮する、第三に納税者、税務関係者の事務負担に配慮する、第四に産業経済に對して中立的、かつ国際的経済摩擦を招かないという四点を検討基準として挙げてまいりました。さきに述べましたように、消費税の導入が不公平税制を改める意味を持ちまして、しかも豊かな社会における社会的公正を実現することを目的とするのであれば、以上の四つの基準のうち、第一の薄く広く公平にという点をもっと強調すべきであります。第二の取引慣行とか第三の納税者の事務負担ということを配慮

ことしの三月に大蔵省と厚生省が一緒になりました。発表いたしましたものを見ても、二〇一五年には大体四五、六%で、財源的にも調達できるというような形になっております。そうしますと、これは量的な問題というよりも、むしろ税制という問題になります。

改革の必要性は質的なすみずみの是正につながるのではなく、量的なすみずみの是正につながるのではないかと感じを受けております。そういう観点から申し上げますと、税制改革は税制の持つひずみをどういうふうに克服していくかということにつながるのだから

今政府の提案されておりますのは、課税ベースの組みかえ、これは所得、消費、資産の組み合わせを交えていくということによって税制改革を実現しよう、こういう構図をとっておるわけでござ

え方の発想の転換、つまり広く薄く受益する者
れまで幾つかの論拠というものが示されてきたの
だらうと思います。

一つは、これはいわば能力説から受益説的な考

況では、低所得者の人もその受益に応じて負担しても構わないのではないかとという考え方。それからもう一つは、高齢化社会の中へ参りますと、これまでそうでありましたように、勤労

て、それを所得と消費を入れかえることによつて、勤労所得者への過重の税負担というものを、これを阻止していくような制度を組み込んでいくべきだ、こういう考え方が第二番目にごさいま

それから第三番目は、これはいわゆる水平的公平論からの税制改革の効果を確認する点でござい
くわけであります。

ましてこの部分につきましては、クロヨンとい
うような問題に対して、消費税のウエートを高め
るということがかなり効果があるということが事
実認識としてあるのだろうという感じを受けてお

ります。
それから第四番目は、これは高所得者へのインセンティブという観点から、活力ある社会を維持していくためには、それなりに働いた者が報われるというような、そういう税制というものを確立すべきだ、こういう論拠が出てきたかと思えます。恐らくこれに対する反論というのは、それは言っても高所得者優遇で、そして低所得者が逆進的な税制改革になり割を食うのではないか、こういう租税原則上の目標の対立をどういうぐあいにか克服すべきかということが、今、国会で議論を求められているところであらうかという感じを受けております。

こういう目的あるいは理念から申し上げまして、今提案されている具体的な税制改革案がどの程度効果的なものかどうかということが、これが内容の検討としては問われる必要があるわけでございます。

税制改革を推進いたしますときに手段は三つでございます。課税ベースの組みかえ、所得、消費、資産を組みかえることによって税制というものを動かしていく。それからもう一つは、税率構造を変え、それによって税負担構造を変え、そしてそれが社会に対する、あり得べき社会の実現に向けて役立つ。それからもう一つは、一つ一つの課税ベースの中の捕捉の程度をどういうぐあいに考えるかということが問われる必要があるわけでございます。この三つをどういうぐあいに組みかえるかによって、税制改革の仕上がりというものがかなり大きな差を生み出していくというのが現実であらうかと思えます。

そういう意味で、今提案されております税制改革を見てみますと、幾つかの点で私は不十分な点があるのではないかと感じを受けております。
一つは、これは制度上認められております租税特別措置、特殊な職業を持った人々が特別な税制上のメリットを受ける制度が温存をされている状況。これは税制がすべての国民にとって平等に与

えられている機会均等性を損なう、まさに改善の意味での公平さというものを税がいかに確保していくかということが税制の信頼にとって非常に重要なわけでございまして、これがほとんど手をつけられていないというのは、少なくとも勤労所得者を中心にしては非常に不満があるのではないかとこのように感じております。この問題は、恐らく、金額が極めて少ないとか、これは項末的な事柄だというようなところからあろうかと思ひますが、税制の持っているシンボリックな意味での公平さという観点からいいますと、極めて大きな意義を持つということを理解していただきたいというぐあいに考えております。

それからもう一つの改革の方向といたしましては、税率構造をこのたびは二段階から五段階にするということとございまして、この簡素化はアメリカの二五と二八に比較するにまだ及びませんけれども、簡素化をするということは、勤労所得者のライフステージの税負担の均衡化という観点から申し上げますと極めていい効果を及ぼします。しかし、この簡素化は、課税ベースをいじらないということになりますと、どうしても縦の再分配の点で問題を生み出してしまふ。現存の税負担構造に比べて、どうしても低所得者にしわがいき、高所得者にメリットが出てくる。これをどういうぐあいに解決するかということになりますと、課税ベースの拡大ということが必要になってくるわけでございまして、この課税ベースの拡大という点に關して今回の税制改革案は極めて私は不十分であらうというぐあいに判断をいたしております。

アメリカの場合には、二段階にして、所得階層間の税負担の中立性を満たすために、課税ベース、例えばキャピタルゲインにつきましては、それまで六〇％非課税であったのを全額普通の所得と同じように課税をするという形でそれを相殺する措置をとって、見事に活力と公平というものの目標を両立させているということが言われておりまして、ハードヘッドとソフトハートを両

立させた見事な改革だということが言われております。

それに対して日本のこの課税ベースの取り組みというのはいかに不十分でございまして、これは一つは株式あるいは土地に対する税制の取り組み方というのが極めて不徹底であるということが私は指摘できようかと思ひます。株式に対する課税につきましては、原則非課税から課税に転向したというぐあいに言われておりますけれども、実際には有価証券取引税が万分の五五でございまして、実質的にはほとんど変わっていない、ただ率が変わったということとございまして、それプラス申告・源泉分離を認めたことによって相殺措置を導入したということが、極めて税負担の公正な負担という観点からいうと問題を生み出してしまつたということとございまして、この所得捕捉、株式の譲渡益についての確かな手だてを講ずるためには、我々はこれから納税者番号を含めて適正な捕捉をしていくかどうかということと徹底的に議論をしていただきたいと思いますし、私自身は、この納税者番号というのは、単に所得の捕捉という観点からだけではなくて、高齢化社会の行政機構の効率的な運用という観点からいっても必要になってくようかという感じを受けております。

それから、最後に、消費税の問題でございまして、これは消費に対する課税というものが、例えば昭和三十三年を例にとりましても五四％ぐらいございまして、日本の国も間接税の比重が極めて多かったわけでございまして、それが現在二七％で下がってきているという状況は、中堅所得者層に結果的に税負担をしわ寄せしているという意味では極めて大きな問題を生み出すということが言えるかと思ひますし、消費税の課税のウェイトを高めていくということは必要であらうかと思ひますが、しかし今提案されている消費税に設けられましたタイプあるいは特例措置というものが、いかに経済に対して非中立的な効果を生み

出すかということは強調しておくべき点であらうかと思ひます。

つまり我々給与所得者が間接税の強化をサポートした大きな理由は、一つには所得捕捉に役立つのではないかとこのことが言われておりましたけれども、帳簿型が選ばれたことによってこの面のメリットが減殺されてしまったということ。それからもう一つは、帳簿型に加えて五億円以下の事業者に対して簡易課税制度を設けてしまった、そして卸で一〇％、小売で二〇％を零細企業の保護という名目のもとに導入したということは、産業構造、産業組織に対して極めて大きなインパクトをもたらすと思ひます。それと同時に、果たしてこれが零細な企業に対して救済措置になり得るかどうかということになりますと、これも極めて疑問を持っております。小売のマージン率あるいは卸のマージン率の平均値というのは今設定されておりますものよりも低い状況になりますから、大多数の人々がこの簡易課税制度のメリットを受けられないという感じが出てくようかと思ひますし、そういう意味では、税で零細企業を救済するというようなものは税理論からいっても極めて非効率的な手段である。そうするのであれば、ほかの資源配分に対して影響を起さないような形で、そういう中小企業対策というものが考えられるべきであつて、税それ自身は一般的な形で組み込みを入れておくことが肝要で長続きする、必要だと私は思っております。

最後に、私は、この税制改革が、高齢化社会の中でどういう社会構造を是とし、どういう社会の連帯を生み出していくかという、そういうビジョンが必ずしも明確な形で国民に呼びかけられていないのは問題がありはしないかという感じを持っております。新保守主義的な形で高所得者が今以上に幅をきかせるような状況を是とするのか、あるいは今まで我々が日本経済の繁栄を支えてきた平等主義的な考え方を維持していくのかがいいのか、そういう問題についての詰めのある議論を今後国会で慎重に議論をしていただきたいと思います。

す。
私の公述人としての意見発表はこれでとどめさせていただきます。ありがとうございました。
(拍手)
○海部委員長代理 ありがとうございます。
以上で御意見の開陳は終わりました。

○海部委員長代理 これより公述人に対する質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。池田行彦君。

○池田(行)委員 公述人の皆様方には貴重な御意見の開陳、まことにありがとうございます。時間も限られておりますけれども、数点につきましてさらに公述人の皆様方の御意見を敷衍していただきます。

今、お四方の御意見をいろいろ伺いしておりますと、一方におきましては、現下の最大の政治課題は税制改正である、何としてもこれを早く断行しなければいけないという御意見もございました、他方におきましては、不公平税制が温存されたまま、あるいは行政改革も不徹底のまま今なぜ税制改正を急ぐのだからといった御意見もございました。また、きょうはそういう御意見はございませんでしたが、これまでの委員会の御審議の中でも、特に現在このところ税収は非常に好調なんだ、何も急ぐことはないじゃないか、もう少し慎重に審議をしたらいいじゃないか、こういうふうな御意見もあったわけでございます。
確かに個別の、個々の不公平の是正も、これは是正のために努力をしていかなければならぬわけでございますが、私ども、今の日本の全体としての税制の仕組みそのものが、構造、システムそのものがいわばもう最大の不公平になっているのじゃないか、このことを改正せずして不公平の是正はないのじゃないか、こんな感じを持っておるわけでございます。

もとより、これまでも租税特別措置法は時代のも

流れの変化に伴ってどんどん見直してまいりましたし、それから今回の税制審議の中におきまして、さらに徹底をしよう、今すぐできないものは時期を見てやろうというふうなことも与野党でもいろいろ協議が進められておるところでございます。そういう意味では、不公平の是正なりあるいは行政改革の徹底というものは当然これから続けなければなりませんけれども、それがゆえに今、税制の抜本改正を待とうことにはならない、何としても抜本改正を進めなければならぬ、このように考えるわけでございますが、その点につきまして舛添公述人並びに本間公述人から御意見をちょうだいしたいと思います。簡単に結構でございます。

○舛添公述人 私は、先ほど申しましたように、やはり今日の最大の政治課題というのは税制の不正と不正というものを是正するというところでございす。これは早急に手をつける必要がありますし、今後、先ほど申しましたように改善すべき点は多々ございます。これはまた時間をかけてやればいいのだというふうに思います。

それから、税収との絡み、それから経済が好調ではないかという点につきましては、まさに経済が好調であるときにこそ手をつけるべきでありまして、財源がなく、それから民のかまどが冷えているときにはこういうことはできないだろうというふうに思います。

それから世論の状況を見ましても、幸か不幸かこの前の売上税が失敗したことによりまして、国民が十分に税制について研究する時間を得られたのではないかとこのように思っていますので、私の感じでは税制改革の機は熟しているというふうに思っています。

○本間公述人 御承知のとおり今、日本は昨年度も非常に税収が潤沢でございまして、ことしも恐らく、弾性値を一・一と計算いたしましたも今のままでは四兆五千億圓くらいの自然増収が出てくると思っていますし、あるいは弾性値を二ぐらいにし

ますと七兆円近くの自然増収が出てどうかという感じを受けております。したがって、私は税の専門家といたしまして、税の仕上がりというものを非常に気にいたしまして、そういう意味では、現在の消費税のままで少し問題が大き過ぎはしないかという感じを持っております。その観点からいいますと、五億円の簡易課税のレベル、それが九六・七％も入っているということでございますから、これが導入されますというふうな形での影響が出てくるのではないかと。そういうようなものをもう少し合理的に科学的に分析をした上でその議論を収束させていく方に持っていくのが適当ではないかという感じを受けておりますので、そういう意味では、このままでは少し拙速かなというイメージを持っております。

○池田(行)委員 次に、各公述人ともいろいろな角度から、殊あるいは土地の税制のあり方については何としてもこれからは徹底的な見直しをしなければいけないじゃないかという御指摘がいろいろあつたわけでございます。

そして、それとの関連におきまして、これを把握するための体制の整備がぜひとも肝要であろうということで、納税者番号制度についてこれを積極的に進められるという御意見が多かつたようございまして、御承知のとおり、かつてグリーンカードという仕組みを我々国会でも一たん決定いたしました、その後実施に至らないまま廃案にしたという、こういう苦い経験もございまして、それからまたプライバシーの侵害の問題がもとよりあるわけでございますが、それからこの番号制は一体どの程度の範囲をカバーするのか、このカバーする範囲のとおり方いかんによつては、金融市場、資本市場における資金のシフトを呼び起こしたりして不測の混乱を経済界にもたらす、そういうことおそれもあるというように、いろいろな点が指摘をされておるわけでございますけれども、この納税者番号制については今与野党間のいろいろな協議の中におきまして、将来キャピタルゲイン等につい

ても、総合課税ということも含めて検討しようじゃないかというふうな話もございまして、御承知のとおり、昨午利子課税のあり方について根本的な改正がございまして、そのときにもやはり五年後、つまり今から申しますと四年後になるわけでございますが、利子課税につきましても、総合課税の問題も含めて見直していこうじゃないかといったような合意がなされておるわけでございますが、そういう観点から申しますと、これは確かに必要なことではございますけれども、やはりある程度の時間をかけて、四年も待てないという御議論がございまして、この点につきましましては若干そのくらいの時間をかけて検討すべきではないかというふうに思っております。その点についてどうお考えか。

そしてさらに、納税者番号制のカバーする範囲についてどのようにお考えだろうか。できるだけ税については、少なくともすべての税にかかわりのある経済行為をカバーするようにすべきなのか、あるいはある程度プライバシーの観点その他を考へて、公権力の介入は余り広くなつてはいけない、ある程度で限定すべきであるという御意見なのか。限定すべきだとするならば、どういった範囲をよしと考えられるのか。それにつきまして各公述人、一言ずつでようございまして、簡単に結構でございますから御意見を。

○海部委員長代理 すべての公述人ですか。それでは着席順に指名させていただきます。

○飯塚公述人 先生は御存じだと思いますけれども、十数年前からスウェーデンでは国民総所得番号制が実施されております。そしてこれは国税関係、税金関係と、刑事訴訟関係ですね、刑事関係、この二つに厳格に絞つております。私は、国民の税に關しては、国に對するプライバシー権というのはないかと。これはギリシャ哲学におけるプラトンの言つたごとく、やはり市民は自分の全財産を執政官に届け出るといふこと、それをやめなければいかぬと思つたのです。

○八田公述人 総所得番号制についてはいろいろ問

題があらうかと思ひますけれども、私は、最終的にはこういう制度を設けない限り確実な捕獲はできていかないだらうと思ひますが、ただ、やはり裏にありますがプライバシーの侵害等の問題について難しい問題がございますので、その点を十分配慮の上御検討していただきたいというふうに考へるわけでございます。

○舛添公述人 この納税者番号制によりまして、私は基本的には脱税とか脱税とか節税とかいうことを駁としないような現在の日本の文化を要する必要があると思ひます。ですから、カバーする範囲はおよそすべての税にかかわるべきであつて、なるべく広くということでございます。

○本間公述人 私も、基本的には一部の資産所得だけに限定するようなやり方は非常に望ましくないと考へております。勤労所得はもう実際上は完全に納税者番号で捕獲されているのと同じような状況にございますので、資産所得はすべて少なくとも第一段階で全部番号制でカバーするような形にする、それ以外の事業所得等についても徐々に広げていくというのが望ましい考へ方であらうと思つております。

○池田(行)委員 ありがとうございます。

それから、消費税の問題点につきましていろいろ御指摘があつたわけでございますが、その中で共通していたのが、いろいろな特例措置が新しい問題という不公平というか、そういったものをもたらずのじゃないか。特に簡易納税制度あるいは境界控除制度、それから免税業者の点についていろいろ御指摘がございました。

そこで、特に飯塚公述人でございましたか、思ひ切つて三千万は一千万に下げるべし、あるいは五億円は一億円に引き下げるべしという、こういう御意見がございました。確かにこういった免税の境界なり簡易納税の境界、諸外国の例に比べてかなり高いところになつていゝと思ひます。しかし、これは我が国がこういふ形の間接税を初めて入れるものであり、なじみのないという点もいろいろ考へしながらこういうことになつたと思ふ

のでございますが、そのことがある意味できめ細かい配慮を欠き、かえつて新しい問題を生むといふのは御指摘のとおりだと思ひます。

それを解消するためにいろいろな方法があると思ふのでございますけれども、例えば付加価値の非常に多い業種、例を挙げれば恐縮でございますが、ビルメンテナンスとかあるいはパンケツトサービスなんかはそうでございますか、そういったような付加価値の高い業種については、先ほどの一〇%とか二〇%という前提、つまり〇・六%、〇・三%という税率そのものが非常に現実から離れて低過ぎるので、それで境界のところではんと急に税率が上がる、そこに自由な競争を阻害するという問題があると思ふのでございます。

そういうことが一方でございます。それから他方では、実際はそこまでの付加価値はないよというの、これは本間先生でございましたが御指摘がございましたけれども、そういうことを考へますと、こういった簡易納付の場合の課税の付加価値の計算の仕方あるいは課税の率について、一本じゃなくて二本か三本に分けるといふ仕組みもあるいは考へられないことではないと思ふのでございます。付加価値の非常に多い、高い業種は束ねて、例えば〇・六%じゃなくて一%にするとか、そういうことにすればその業界の中ではある程度のスムーズな移行が可能になると思ふのでございます。そういうことについてはどういふふうにお考へになるのか。

それからまた、飯塚さんが五億円を一億円に、三千万を一千万にとおっしゃいましたのは、そのぐらゐにすれば今問題が非常にありそうな業界において、業界の実態と照らし合わせて、ある程度そういった問題の解消につながるということがあるのかどうか。あるいはそうじゃなくて、こういった例外はなるべく少ない方がいいのだ、境界は下げろというお考へなのか。その点についてお伺ひしたいと思ひます。

○飯塚公述人 私はちよつと難題なものですからよく聞かれない部分もあったのですが、簡易課税

方式を五億円から一億円に下げろという主張を私は持つてゐるわけですが、それは、五億円というのはちよつと粗雑過ぎる。つまり、あなた様はたゞいま初めてやるのだからこのくらいなんとおっしゃつたけれども、そうじゃなくて、初めからやるのだからできるだけ公平性を実現するというところで考へていただきたい。その意味で五億円というのはちよつとラフ過ぎる。願わくは一億円未満にしたい。

それから同時に、一千万円以下というのは、例えばEC各国を見た場合、EC第六号指令によると、非課税境界は、年間課税取引高八十三万円以下の方は免税、ドイツは八百万円、日本円に換算して、十万ドイツ・マルクですから、それからイギリスの場合は五百一十一万ぐらゐです。五百万とか八百万とかというのがイギリスやドイツのあり方でございますから、私が申し上げてゐるのは、一千万というのはさほど無理からぬところであらうと考へております。

○池田(行)委員 もう時間がないようでございますけれども、最後に一問だけ本間公述人にお願ひいたします。

昨年の売上税がなぜ廃案になつたか、だれがつぶしたか。その戦犯といひましようか、あるいは立場によれば功労者でございましょうか、それにつきましてある雑誌は三人の名前を挙げておりまして、その中の一人に本間先生のお名前が挙がつておつたと思ふのでございます。あれは、たしか家計に及ぼす影響をいろいろ試算されて、六百万円ぐらゐでしたか、そこまではむしろ増税になるんだというふうに試算された。そのことが非常に大きな影響を持つたというふうに考へるわけでございます。しかし、確かにそういった家計に及ぼす影響も大切でございまして、税制改正といふのは、先ほどの先生の御意見の開陳そのものにありますように、もう少し広く大きな視野から、観点から見なくちゃいかぬと思ひます。余りその場の損得勘定で見ていくのはいかが

かと思ふのでございます。そういった観点では、きよの先生の御意見、賛成、反対は別にしまして広くとらえておられたらと思ふのでございますけれども。

さて、去年の売上税と比べましてことしの消費税は、先生の御持論の、先ほどございましてライフステージに配慮をして税制を築いていくという点では随分進んだものがあると思ふのでございます。そういった意味では、先生も実はこの政府提案の税制改革を、問題点はあるにしても全体としては相当評価しておられるのではないかと考へるのでございますけれども、いかがでございますか。

○本間公述人 確かに中曽根前税制改革の場合に、私、政策構想フォーラムというところで試算をいたしまして、所得再分配の面で若干問題があるといふことを指摘させていただいたのですが、そのときに同時に、日本の場合には年功序列的な賃金体系になっておりますので、どうしても累進構造が非常にきつというところは、四十代の後半から五十代にかけて極めて急激に税負担が上がつていく、この面では非常にメリットがあるといふことを強調して、そのために改善策として幾つかの案を提示したというのが記憶に残つておるわけでございます。

ことしの提案されております竹下税制改革は、これは二兆四千億円の減税になつておりますので、その意味では所得再分配の問題がかなり弱くなつてゐる、しかも中堅のところでは非常に減税幅が大きくなって、アップサイドの六百万から一千万ぐらゐまでは減税率が二けたになるというふうな状況になつておりますから、そういう意味では私はプラスの面がかなり出てきてゐるんだらうという感じを受けております。

ただ、やはり税というのは恒久的なものでございまして、目をつふれというふうな感じで私はどうも納得がいかないというのが現状でございまして、日本の税制改革論議は、問題点を指摘しますとすぐに反対論とか賛成論とかいふことに

いきましてなかなか議論が深まっていけないというところに非常にいら立ちを感じております。そういう意味では、国会におきましても科学的な編り下げた議論を展開されることを期待したいと思ひます。

○池田(行)委員 ありがとうございます。

○海部委員代理 次、川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 公述人の先生方には大変お忙しいところありがとうございます。お話を申し上げたいと思ひますが、先ほど来公述いただいておりますように大変大事なこの税制改革でございすけれども、与えられました質問の時間がお答えを含めて私の場合は十五分、これはもう先生方には大変失礼な扱いだ、こう思ひます。残念ながらそういう理事会の決定でございすので、それに従わざるを得ないことをまずお話を申し上げたい、こういうふうに思ひます。

八田さんに伺いたいと思ひますのでございす、中小企業者の立場から切々とし真情を吐露されまして、今日の導入されようとする消費税の問題について率直な御意見を伺ひました。日本の社会に、日本の風土になじまないのだ、これはもう今中小零細の企業の人たちがみんな持つておる感じではないか。それは各種の世論調査に出ておりますし、政府関係のNIRA等の税制のあれにもやはり出てきておるわけでありまして、そういう面ではいさす、流通の長い中小企業の過程の中で弱いものはつづれる、こういうふう言われまして。価格転嫁は、いろいろなことを今言われておりますけれども、実際にはそれらが実行されても不可能だ、第二事業税的なものにならざるを得ない、こういうふうな断定をされるのではないだろうか、こう思ひます。

特に八田さんは、御自身書店を営んでおられるというふうに伺つております。そういたしますと、書店の場合には大変小さな経営の方が多いわけでございますが、そういうお立場から、今回の消費税導入というものがあなた自身の書店の経営にどういうふうな及んでくるというふうにお考

えにならるるか、まず伺いたいと思ひます。

○八田公述人 私ども書店の場合でございすけれども、通産省の商業統計によりますけれども、大体平均的な書店は面積は二十坪、六十六平米に当たりましょうか。売り上げを試算いたしますと、大体月商五百万という数字がはじき出されます。つまり年商六千万ということになります。

私どもの業界の資料をいたしまして、この六千万以下の書店の経営内容が一体どうなっているかという資料がございす。これをちよつと御披露申し上げます。これは、六千万の書店が最終的に経常利益として計上されておるものが〇・〇一しかない状態でございます。それで、月商五百万と申しますと、大体粗利益が二〇％でございます。使える範囲は百万ということになります。百万のうちに、人件費が私どもの業界非常に比率が高うございまして、五〇％から六〇％が人件費です。大体個々の店では、夫婦とアルバイトが二人ぐらいおるわけでございます。仮に六十万の人件費をとれたとしても、二十万をアルバイトに払つてしまふということになると、夫婦二人の月収手取りが四十万ということになります。ですから、よくクロヨンという話がございすけれども、私どもの業界にはクロヨンというふうな状態は全くないわけでございます。

そこにこの三％の税率で入つてくるということになります。どういふことになるかということになるのですが、今いろいろ私ども導入された場合といふことを検討しております。私ども、本は定価販売、再販制度というのがございす。したがって、千円の本を税込み定価ということでは三十円にすればいいじゃないかという議論が一つございすけれども、これは、この形ならば定価販売制度、再販制度は守れるかもしませんけれども、私どもがシミュレーションをやつてみますと、三％を導入されると粗利益が〇・七近くは減つてしまふ。つまり、先ほど申し上げました〇・〇一しか経常利益がないところに〇・七近くの粗利益が減るといふことになると、これは完全に赤字経営ということになります。では、一体その粗利益はどこで確保するかということになります。

と、やはり私ども流通業者は出版社に向かつて粗利益を何とかふやしてほしいというふうな、業界的な混乱を生ずるようなことをしなければならぬ。こういうことを私は私の業界に持ち込みたくはない、そういう意味からこの消費税は困るというところを申し上げておるわけでございます。以上でございます。

○川崎(寛)委員 そういたしますと、税制改革が経済に中立的でなければならぬ、こういうこととございす。これは後ほど本間先生にもお伺ひしたいのですが、社会や経済構造に大変大きな影響を与える、こういうふうな思ひますが、いかがですか。

○八田公述人 全くそのとおりだと思ひます。私ども書店の業界だけを見ても、結局生き残れるのは、私どもの業界の中でも経常利益を多く出しているのは大型店でございすので、これは中小の書店が淘汰されて大型店が残る。大型店といふものは一体どこにあるのかというふうなことになるかと、やはり都市型の書店が生き残つて、町や村からは書店の姿が消えていくということになるかと思ひます。私は、こういう姿になつてはならない、そういう意味からこの件に関しては御再考いただきたいということがお願いでございます。

以上でございます。

○川崎(寛)委員 本間先生はまずビジョンを少し、希望の持てるような未来社会のビジョンを議論してそれから言われているのですが、アメリカの税制改革の場合は、公聴会のあり方も日本と天と地の違いの公聴会の進め方をいたしますね。そういたしますと、ビジョンを描いてからということでは間に合わない今のこの状況でございす。といたしますならば、これを導入されることと日本の経済社会がどう変わるか、その点についての御意見を伺ひたいと思ひます。

○本間公述人 五億円以下の事業者は簡易課税制度を認めたということ、これは非常に大きな影響がございまして、これはどういふことかと申しますと、みなしマージン率を二〇％というぐあい考えておりますので、これよりも高いマージン率の事業者は非常に得をする、それよりも低いところは損をするという形になります。そのみなしマージンと実際のマージン率の格差、これは預かり金勘定に入るのでございすけれども、これを所得税あるいは法人税の段階でどういふぐあいに取り扱うかということでは実は損得が違つた形になつてまいります。これを例えば所得税を、税率の非常に高いような形でそれを徴収するというふうな感じになつてまいります。これはかえつて高くなつてしまふ可能性もあるわけでございます。それがいいと思ひます。確かに今のマージン率の格差を生み出すわけですが、一つは、マージン率の高い、競争力の強い企業が残る。それからもう一つは垂直的な統合をこの簡易課税制度は非常に促進する効果を持つてゐる。それからもう一つは、これは逆に企業分割のメリットを有する側面もあるんだ。これは非課税事業者になるかどうかということにもよりまふけれども、したがって産業構造あるいは産業組織の面でかなり大きな影響を生み出してしまふということが大きな問題でございす。

この転嫁のために、例えば非課税業者に対しまして談合に加つて一緒に三％の分を転嫁いたしますと、逆に今度は消費者の負担が不明朗になつてしまふ。転嫁が一体何だといふような問題になつてしまふので、これまた大きな問題を生み出すと同時に、消費者の観点からいいますと非常に不公平だといふような形になります。で、私も、この五億円以下九六・七％、一億円にいたしますと八六・五％になります。一億円でも高過ぎはしないかといふイメージを持つております。

○川崎(寛)委員 飯塚公述人にお伺ひしたいと思ひます。大変お尋ねにくいテーマであるのですが、リ

クルート問題というのが国会で税制改革とも絡んで不可分の問題になっておりますね。この江副という人が株をばらまくことができたのは、一つは異常な土地の値上がり、株の値上がりという問題ですね。もう一つは現在の不公平税制、これを一〇〇%利用しているわけなんです。と思います。が、この点について伺いたいというのがある。

それからもう一つは、社会正義という点を大變御主張になられておられるわけでありまして、そのための税法のあり方、そういう意味では税制の法律主義というものを大變強調しておられるわけでありまして。見ておられて、やはり大蔵省の通達行政というのは目に余るものがあると思うのです。その二点について伺いたいと思います。

○飯塚公述人 お答え申し上げます。

クルート問題とおっしゃいましたね。クルート問題については、我々は閣外におりますのでよくわかりませんが、しかし、私も幾度か数におきかえまして、結局は政治というものは金が支配しているのだらう。だから、結局そこで、今の政界の親分方というのはみんな金能力を持たないといふことにはならないか。それは間違いない。我々国民の側から見ると、政治家はお金がかかることはわかる、しかしそれは国家がかわって払う、大衆からは集めないという、いわゆる西ドイツ方式の政党法をつくるべきであるといふふうには私は思ふ。この段階へ来てはおかつ政党法の立案を主張しないという国会議員の先生方は一体どうしているんだというふうには私は思ふわけなんです。

それからもう一つ、租税法律主義ということでございますが、この租税法律主義が重要な法律ではない。何となれば、憲法三十条、八十四条によつて法律によらなければ税金は取れないということになっているんだ。しかるに実際は違ふ。実際は所得税法、法人税法の膨大な通達がある。こ

れが問題なんだ。

そこで先生方にまじめにお考えいただきたいと思ひますことは、一九四九年に制定されたドイツの基本法、今の憲法の百二十九条によると、通達はこれをもつて廃止するということになってゐる。今ドイツでは通達は全廃されてゐます。そのかわりに、通達にかわるものとしてリヒトリニエというものが施行されております。これは施行規則に当たります。そして、リヒトリニエというのは法源性がないということが国会その他で確認されております。そうならなければいかぬと思ふ。そのことを実現するために先生方は国会に出てきてゐるのじゃないのか。つまり国会なくんば税金なし、つまり税というのとは一番大きな問題なんだ。だから、そうだとすれば、先生方が大蔵省にかわつて通達にかわるだけのものをつくつていただきたい。そのことをお願いしたいということなんです。

○川崎(寛)委員 外添先生にお伺ひしたいと思ひます。

社会党に関するいろいろの論文も拝見をさせていだいておきます。なかなかそういう御期待に沿えなくて申しわけない点もありますが、いろいろと、これで活力のある社会、国際国家を目指すためにというお話でした。しかし、八田さんや本間先生の御指摘はちよつと違ふのです。社会がむしろ逆に、外添先生の言われるような方向に行かないという逆の御指摘があったのです。その点についての御批判を伺ひたいと思ひます。

○外添公述人 それは政治家の方々が立派に国を導いていくべきだと思ひます。私はいわば国際社会における税金のようなものでございまして、例えば、もちろんいろいろな意味で中小事業者の方々が困

りになることはございまして。けれども、それが慣行であり日本の伝統であり流通機構についての特色であるということでも済ましておられるのか、済ましておられるには日本の国が余りに大きくなり過ぎたのではないかと思ひます。それで私は、では弱者は切り捨てればいいのかということではなくて、それはほかの手段で救済すればいいのでありまして、まさに政治の課題であらうというふうには思ひます。

それから、全体的に言ひまして、所得の把握に關する不公平ということにつきましては非常な不満がみえつてゐるわけなんです。だから、これを是正するという意味において私は消費税の導入ということに賛成だと位置づけたわけでありまして、消費税の細かい、いろいろな例外規定を含めて技術的な問題の問題点は指摘いたしました。だけれども、我々給与所得者にとつてもはや耐えがたいといふのは、所得の把握に對して不公平である、ではこれをどうするか、マルサを入れてやればいいのか、やればいいのか、やらないかといふけれども、先ほど言ひましたように、皆さんよく御存じのように、所得を隠すのはみんなうまいし、それが日本の風潮であるわけなんです。だからそれは現実にこの一九八八年の日本においては私は無理だらう。ですから、そういう意味においては消費税にそういう社会的公正という点からの期待を申し上げたわけでありまして。

○川崎(寛)委員 それでは、ここでもいろいろと少しお尋ねをしたい点もありますが、もう時間が過ぎておりますからやむを得ませんので、これで終わります。先生方ありがとうございました。

○海部委員長代理 次に、二見伸明君。

○二見委員 公明党・国民会議の二見でございます。本日は、大変貴重な御意見ありがとうございました。二、三お尋ねをしたと思ひます。外添先生は、今議論となつております消費税を基本的にはお認めになられるという立場での御見解だつたと思ひますが、そういったしますと、実は

税制というのはいろいろな立場でいろいろな意見がありまして、百人集まれば百人の意見があるぐらいなものですから難しいのですけれども、ただ、間接税を容認されている方々の中にも、今度の消費税というのはいわば墮落した間接税だといふ厳しい御指摘があります。具体的には、簡易課税制度とか帳簿方式とかというそのシステムに疑問を持たれて、間接税を容認される方々でもこれはよくないという意見があるのですけれども、その点についての先生の御見解を承りたい。

税制の国際化ということをお話しになられたが、私もそれは同じ意見でして、経済そのものが既にボーダーレスでございまして、確かに税制というのは一國の主権の象徴かもしれないけれども、そうもいきません。ヨーロッパ、E.C諸國は、既に基本的には税制は國境を越えて共通化しつゝありますし、一九九二年のE.Cの統合を目指してその調整も行われております。日本でも同じことになりまして、日本でもそうしなければならぬと思ひますが、そうなつた場合、いわば墮落した間接税と酷評された消費税が、国際化という面から見て、なじむというのか、妥当性があるのかどうか、その点の御見解はいかがでございますか。

○外添公述人 墮落した間接税であるかどうかといふのは表現の方法でございまして、私は政治的妥協が入つた間接税であるといふふうには申し上げたいと思ひます。

先ほど申しましたように、理想論としては私はE.C型の付加価値税でインボイス方式を主張してゐます。しかし、それは皆様方が御議論の過程で、もう過去一年ぐらいかかりましていろいろ御議論して、現場を見ておられて、それは余りに日本の現実からかけ離れてゐる、そういうことで妥協されたんだらうというふうには思ひます。

それから、間接税だけを切り離して議論するのはなくて、所得税の減税、それから果進率の緩和といふことをカッピングして話をする必要があらうかと思ひます。

何度も私が申すように、不労所得はちよつとおきますが、額に汗して稼いだものについては正当に評価すべきであつて、そのことを見る、つまり額に汗したことを見るのではなくて消費に目をつけた方が所得の把握についてははるかに公平だろうというふうに私は思います。例えばたくさん、いろいろな不労所得を含めてこそそのお金を稼いでも、これを見つづけることは不可能かもしれないが、実入りがよくなければ銀座のバーで飲み明かすとか外車を急に買って乗り回す、これはがっぱり税金をいだけばいいわけでありまして、そういう意味で、私は一般的な話をしているのではなくて、今日の日本における現状を見たときに、今度の、墮落したか政治的妥協が入ったかは別として、消費税の導入を含む税制改革というのは必要だろうと思ひます。

それから、その点につきましては、私は、國際的なボーターレスエコノミー的状况には何ら背反するものではなくて、むしろ付加価値税的なものを入れていない国の方が少ないわけでございますから、これはまた税務当局が御研究なさつて、いろいろな意味での問題点は除去していただければいいのだと思ひます。

○二見委員 八田公述人にお願ひいたしますけれども、本の場合、これは先ほどお話ありましたように再販制度ですね。そうすると、消費税を導入すると再販制度が崩れるのじゃないかという不安も私持っているわけですね。

例えば、千円の本を千三百円というふうに定価表示しなければなりません。そうすると、それで税込み千三百円の定価価格でもって全国一律販売されることになるから、その点では再販制度は維持されるのだけれども、消費者の目、消費者というか別の見方をすれば、あの課税店は千三百円でやむを得ないけれども、こつち是非課税店だ、それを千三百円で売るといふことはどういふことなんだ、法律的に問題があるんじゃないかと、こつちの非課税店の方が少しもうけ過ぎているんじゃないかという批判も出かねませんね、これ

は。そうすると、それが再販制度に響いてくるんじゃないかなという不安を持っておるのですけれども、その点について書店はどういうふうにお考えになつてゐるのか。

もう一つ、非常に具体的に申しわけないのですけれども、在庫本です。きのうまで千円、明くる日から千三百円です。オイルショックのときそういうシールを張つてやつたことがありますね。シールを張つてやつたところが、えらく不興を買つて本が売れなくなつて大変な目に遭つたという経緯もあります。きのうまで千円だったものを明くる日千三百円とシールを張ればいいかという、これはなかなか消費者はうんと言ひにくいです。このシールを張つたのはもともと税金が入つてないやつじゃないかということになります。そういうところはどういうふうに書店はお考えになつてゐるのか、その点をお願いいたします。

それから、これは外添先生と本間先生にお尋ねしますけれども、いわゆる消費税を導入することになりますと、ある瞬間に三%上がるわけですから、そうすると駆け込み仕入れというのをやりますね、これは。仮借です。三カ月ぐらい前からずつと在庫をそろえておいて、そして明くる日から売ることになります。すると瞬間的には、瞬間的な不況といふますか、そんな現象も起こるんじゃないかと思ひますけれども、そういう点についてはどういふふうにお考えになりますか。

以上で終わります。

○八田公述人 千円の本を千三百円という値づけをすれば、三%の税込み価格で、したがつて再販制度は守れる、これは先ほど私申し上げたのですが、私どもの業界を見ますと、三千万以下の書店というのが大体五〇%以下だろう。ただ、兼業店がございまして文具を売つたりなんかやつておりますので、書籍だけの売り上げを見ますともつと比率が高くなりまして七〇%近くになるのですが、書店そのものの販売価格としては三千万というのは私は五〇%以下と見てゐるわけです。そう

しますと、前段階で問屋から入つてくるものに対しては三%の仕入れが入つておりますので、三千万以下の五〇%の店は税務署に納めるものが自分の懐に入るということが、これは実際問題として生じるわけでございます。このことは、私はやはり業界の中に新たな不正を生み、また業界としてこれはいろいろな複雑な問題を醸成していくことになるんだ、これが非常にまずいことになるうかということ、私も業界ではこのことについては心配をしておるわけでございます。

それから在庫品の問題については、これは非常に私どもは頭を痛めております。現在の時点で、出版社あるいは問屋それから私どもの書店の在庫が約七千億ぐらいあるだろう。この三%というのは二百三十億ぐらいのものがあつたらう。じゃ、一体これをどうするかということになります。す、定価づけをそれぞれの段階でシールを張りかえたり到底できません。一体これはどうしたらいいのかという現実問題で私どもは頭を悩ませてゐるのが現状でございます。大変な混乱が起きま

すということをお願いいたします。大変な混乱が起きま

○外添公述人 駆け込み仕入れによる不況の可能性でございますけれども、三%という税率でございまして、これは一〇%のような大きなものではございません。それからストックのためのスペースと費用ということもございまして、全体的な経済的状況に大きな影響を及ぼすほどの不況はなからうかというふうにお考えをいたします。

○本間公述人 基本的には外添公述人と同じでございますけれども、経済はうまくできておりまして、駆け込み需要がありまして値段が上がる、そして低く、需要が冷え込むと値段が下がるということですから、金利負担の面も含めてやりますとそれはど利害得失は起らないという感じになると思ひます。そういう意味では余り大きな影響はないと思ひます。

○二見委員 ありがとうございます。

○海部委員長代理 次に、安倍基雄君。

○安倍(基)委員 公述人の御先生方、どうもお忙

しいところをありがとうございます。同僚議員がいろいろ聞いた後でございまして、私も、この議論を聞きながら、ひとつ本間先生にお聞きしたいと思ひます。

外添先生は、むしろ流通機構は透明化した方がいい、近代化しなければならぬ。八田公述人は、日本の場合にはみんながシェアを分け合つてそこで生きてゐるんだというところのお話でございました。私も、日本の場合に先端の産業は非常に力があるけれども、いわゆるその果実をみんなが分け合つて生きてゐるんじゃないかという考えがあるわけですね。でございまして、この点につきましては、透明化ということ、合理化ということはある意味からいうと労働力が追い出されるという話にもなるのでございまして、私はこの点、大蔵委員会でもときどき指摘しているのですが、日本の場合にはいわば製造業において約一千万、工業において約一千万近くいる。そのうちの七〇もしくは八〇が中小である。ところが、欧州においてはその割合が大体三〇%だ。日本の場合に非常に中小が多くなつてゐる。これは一つの考えは、長い間の欧州における間接税、取引高税みたいなものがございまして、それでもって淘汰されてきたのではないかなという気もするわけですね。この点、本間公述人はどう思つていらつしやるか。あるいは流通機構の合理化がいいと思ひになるのか、やはりある程度シェアを分け合うという意味でいたし方がないとお考えになつてゐるのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○本間公述人 流通機構の非合理的な側面というのは日本は否定すべくもないと思ひます。そういう意味で、私は一般論としては、これは近代化に向けて大きく走り出すべきであらうというぐあいに考えております。しかしながら、税がその持つてゐる意味をわからずにそういう形で影響を及ぼしてしまふということに関しては余りいいサイドエフェクトではないのではないかと。流通機構を近代化するならどういふ方向で近代化するのかというポリシーを決めて、そしてそれに従つて効果的な

政策手段というものを準備すべきだろう。切り捨てるべきだという議論だけでは私はくみしませんので、そういう意味では、税の持っているアービトラリー、恣意的な効果というものはできるだけ排除して、租税特別措置的なもの、簡易課税制度でありますとか例外規定というのはできるだけ低く設定した方がよろしいかというぐあいに考えておりますし、それからもう一つは、これは中立的にやろうといいますが、どうしても伝票型の方が帳簿型よりもいいという形になりますので、中長期的に見れば、伝票型への改革というものが当然議論の対象になってしかるべきではないかと思っております。

○安倍(善)委員 私も長期的には消費税ということが必要だと思っておりますけれども、ただ、今これが中小企業に対する影響はどうなるのかという問題を十分きわめ尽くしていかなければいけないだろう。それとの関連で、独禁法の緩和ということがしきりに言われております。私の考え方は、独禁法というのは寡占力のある、価格形成力のある者に対して独禁法を適用して、そこでもっていわば恣意的な価格形成を排除する。ところが、さっき八田公述人が言われましたように、競争が非常に激しい、しかも大勢が競争しているという状況のもとに独禁法を緩和してみても、絵にかいたもちではないかという気が私はいたします。この点について、果たして独禁法の緩和がいわばそういう転嫁を可能にするものかどうか、どのくらい効力があるかにつきまして本間公述人の御意見を承りたいと思います。

○本間公述人 結論から申しまして、実効ある解決策には余りなり得ないのではないかと、ううぐあいに考えております。基本的に転嫁がよいかどうかというのは、これは消費税を込みにいたしましたときの、価格が上ったときに需要がどの程度弾力的に動くか、その財、サービスの性格によって転嫁の度合いというのは決まりますので、そういう意味では、談合を入れたからといって、必ずその談合から枠をはみ出ることによって利益を得

る事業者がいる限りにおいては、きちんとした対応ができないと思えます。

それからもう一つは、非課税業者を設けますと、完全に転嫁をさせるといふ形になりますと過剰転嫁の問題が起ってまいります。これは物価上昇という形ではね返ってまいりますので、どういふものを適正な転嫁と考えるかというところは国会でもきちんと議論していただきたいと思いません。込みにして全部やればいいという話では毛頭ないということだと思えます。

○安倍(善)委員 私も、買い手市場か売り手市場かという産業構造そのものによって決定されるのであって、それぞれの産業部門において、いわば需給の関係で決まるのが最終である。でありますから、この独禁法の緩和云々は、ある程度、産業によって絵にかいたもちになるんじゃないかという懸念があるわけです。この問題が本当に経済構造にどういふ影響を及ぼすか、さっき本間公述人が垂直化を促進するだろう、あるいは分割を招くだろうという話をされました。私も事実そんな感じもいたしますけれども、さっきの問いの中で、欧州において非常に中小企業が少ないという理由が過去における間接税の影響であったのかどうか、これについての御見解を承りたいと思えます。

○本間公述人 御承知のとおり、付加価値税の前に欧州では取引高税というのがございまして、これは累積課税を非常に発生させるという形になります。そういったしますと、当然のことながら、流通機構が長いという感じになりますと、極めてタックス・オン・タックスが生じまして物価が高くなるという形になりますから、流通機構を簡素化した方が極めて効率的な形の取引ができるということになりますので、私はそういう経緯を踏まえて売上税のダブルタクセーションを回避するような形での改革がなされたと思っております。そういう意味では、付加価値税の前ではそういう影響があつて、そしてその反省の上に立つて今現在の付加価値税、伝票型の付加価値税というのができ

たんだと私は思っております。

○安倍(善)委員 私はそういうような見解から、どちらかというと非常に慎重論を考えておるのでございませうけれども、やはりこういった税を導入する前にはその辺の影響を十分勘案していくべきではないかと思っております。

これにつきまして時間もございせんからこの辺で打ち切りますが、もう一つ飯塚公述人ですな。

さっきいろいろ、租税法律主義あるいは納税者番号、既にお答えになりましたけれども、公述人が主張されておる中で、税の捕捉との関連で地方自治体のいわば職員を使つてみたらどうかというのはどういったことを意味しておられるのですか。

○飯塚公述人 お答え申し上げます。

納税者をどう把握するかという問題については、日本には税法がありません、条文が。これはちょっと奇妙なこととございますけれども、ない。たまたまたこんなことです。それに對してカナダあたりでは、赤ちゃんと對しても大蔵大臣は申告書を送付するということになっておる。網羅的に送付しますから心配ない。日本はそういうことはない。特に、例えばドイツの場合は、国税通則法の百三十四条以下六カ条ございます。そして納税者は漏れなくつかむんだぞという思想の上に立つておる。例えば国の税務官吏というのはわずかに五万人ぐらゐで、ちやうど西ドイツも日本と同じぐらゐでありますけれども、地方自治体の市町村の吏員、そういうものはいわゆる身分登録あるいは事業登録という形で——これは大蔵省の主税局長さんも御存じのはずだ。つまり、事業登録または身分登録というものを市町村の吏員にやってもらふ。それによって完全に掌握する。だから漏れがないということなんで、そこがところが一番肝心だと思ふのです。そういうことです。

○安倍(善)委員 もう時間もございせんが、舛添公述人に。

今まで本間公述人との議論で起こった話ですけ

れども、いわば流通機構の透明化、これは確かに自然の流れかもしれませんけれども。私はよく言うのですけれども、だれもかもが大企業に勤められておられれば一番いい。ところが日本の場合には、これから製造業においてはオートメーションがどんどん進みます。その人数の雇用は限られてきます。そうしますとどうしてもはみ出てくる人間がいる。その辺の雇用をどうお考えになられるのかという点について、いわば消費税がもし転嫁が難しく中小企業に大きな打撃を与えるとなれば、それをどう公述人のいわば御意見と調整されて考えておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○舛添公述人 その点につきましては、基本的に、長期的にはやはり透明化、近代化が必要でありまして、いろいろな犠牲はいたし方ないこととございまして、それは政治の力によって救済が必要であらうかと私は思います。いろいろな例えば補助金というようなことがあろうかとも思います。例えは本当に倒産の憂き目に遭つて失業ということになれば、生活保護というふうなこともあるかと思ひます。

ただ、中小企業の問題や労働力の問題につきましては、この委員会の課題ではございませうけれども、例えば外国人労働者の問題とか対外的ないろいろな問題が同時に起こつてきております。そういうことと比較して考えますと、この消費税導入によつてもたらされる問題と同時に、ないしはそれより重い問題として外国人労働者が不法に入つてきているような問題があったり、それから諸外国との貿易摩擦という問題もあるわけですから、そういうものの比重をお考えになつた上で、やはり全体的なバランスをとつて考えるべきであらうかというふうに思います。私も弱者を切り捨ててということはもちろん反対でございしますので、それはほかの手段でやればいいというふうに思います。

○海部委員長代理 時間が経過しておりますので……

○安倍(基)委員 では、ここでやめておきます。
残念ですけれども。

○海部委員代理 次に、工藤見君。

○工藤(見)委員 共産党の工藤見君です。

公述人の皆さん、きょうはお忙しいところ大変御苦労さまです。今まで大勢いろいろ御質問がありましたので、なるべくダブらないようなつもりではありますが、重なるところもあると思います。それはお許しください。

まず八田さんにお伺いしたいと思います。日本が、日本の就業状況などを見ておきますと、農業、水産業からほとんど人が減っていき、製造業でも減っていき、結局流通、サービスにふえて、流通、サービスでも、零細なところは倒産というよりも廃業、転業などが非常にふえている。そういう状況がしばらく続くであろうことを考えざるを得ないわけですが、そういうときにこの消費税を導入するということは、大変な、そこで非常に困難を大きくするし、それは就業全般にも大きな影響を与えるのじゃないかと心配しております。先ほどその点言われたのではないかとありますが、その点が一つ。

もう一点ついでにお伺いしますと、何やらカルテルで転嫁ができるという話がありまして、そのカルテルというのまだよくわからないのですが、要するに転嫁の方法のカルテルと転嫁の表示のカルテル、それも何やら団体に三分の二中小企業がいればよい、あとは大企業でいいということです。商店街みたいなところでもできるんだというておりますが、今実は中小企業庁が調査すると、全国の商店街のうちの八割は衰退しつつあるという答えが返ってきて、店がぼつぼつなくなっている。実際そういう商店街でカルテルみたいなものができるものでしょうか。それは書店という立場をお離れになって、ちょっとお答え願いたいと思います。

○八田公述人 先生方、ひとつ商店街を見ていただきたいのですが、最近商店街には貸し店舗というのが非常にふえております。つまり、これは原因

は何かということをお申し上げますと、先ほどから流通の近代化の問題が出ておりますけれども、片方でスーパー等の進出があり、その片方でコンビニエンスストアが乱立している状態なんです。これはつまり、コンビニエンスというの、これは大手の資本の支店、支店にあり、これは商店の中に進出してきて、それで結局競合する中小の商店は撤退せざるを得なくなるということ、いま一つは、土地が高騰したというところで、家賃が入っているところは更替期、更新期に高い家賃を要求される、それで商店の営業ができなくなってくる、こういう状態が現在あるわけです。そこに消費税が入ってまいりますと、これは経営状態をますます悪化させていく、中小の小売商は成り立たないという状況がさらに加速されるということ、これを私も心配しております。

それから、今価格カルテルが認められたらそれはできるかどうかという問題ですが、商店のおやじは、毎日、新聞にチラシが入ってまいります、同業者が、例えば卵をうちの近所のあるところではきょうは幾らで、この三日間幾らで売っている、うちはそれに対抗するために安く売らなきゃならないというところで、激しい価格競争を商店の中でもやっているわけでございます。こういう中で価格カルテルというものを認められたとしても、できっこないというように私も考えるわけでございます。

以上でございます。

○工藤(見)委員 それでは、この問題は八田さんと本間先生にまたお伺いしたいのですが、お二方ですが、先ほどから非常に複雑な状態をお話しになったと思えます。

どう複雑かというと、五億円以上、これは普通にとにかく分かれると思うのですが、五億円以下も三つぐらいいに分かれると思うのです。例えば、付加価値率が二〇%以上で高いからといって利用しましよというのと、二〇%以下でもこの方が便利だから泣く泣く使いましよというのと、それから簡易を選ばないものというふうに分かれる。

さらにそれに加えて、三千万円と六千万円の間に境界税率というのがありまして、これが三%から〇%までなんですが、これはまたおかしい話で、その年の年商です。帳面を締めくくってみないと自分が何%選べるのかわからないのです。本当は町で、うちは二・四%のお店です。二・八%のお店です。前もって出せないわけですね。それから三千万円未満というので、今ちょっと分類しただけでも物すごい複雑な状態。

これが転嫁が難しいからこういうことになるという反面、これはお店の立場とか業者の立場を離れて消費者の立場から見ると、本当にわけのわからない状態だということになってきて、やはり消費者との間のトラブルにもなってくるんじゃないか。逆に、これは私の見方からいいますと、こういう仕掛けをつくったのは、これをやってみるとたちまち非難ごうごうになって、結局E型にせざるを得ないというところへ持っていくための一つの策略じゃないかと思えますが、その辺はいかがでございますでしょうか。

○本間公述人 恐らく、前回の売上税が非課税事業者規模あるいは非課税品目をたくさん設けて納税上非常に複雑になってしまった。その便法としてこういう簡易課税方式を導入した。そしてそれと同時に、今回はそれは独立に、非常に租税力がないと思われる中小零細の企業にとっては差別的な税率を課するということが軽減をしよう、これがねらいなんだろうという感じがするわけですが、しかし私は、これが果たして本当に中小の方々にいいことかどうかということも含めて疑問を持っております。

と申しますのは、いろいろな意味での競争力というのはいささか弱いと思います。垂直的な統合の問題もいろいろ形で起こってまいります。競争形態に中立的な形の消費税というものを学者としては推奨したいという感じを私は持っております。

恐らく問題は、減額控除制度あるいは非課税業者さんが一体となって税金の分を価格に転嫁をしていったときに、消費者サイドからはかなり不満が出てくる、問題が及んでくるというぐあいだと思いますけれども、その部分についての解決策というのは恐らくないだろう、そういう意味でも、一本化をするような形で税制の簡素化、これは中長期的には検討していただきたいと思っております。

○工藤(見)委員 本間先生についてもう一問ですが、先ほどアメリカの税制改革との比較もされました。私もアメリカの税制改革の方が、読むと大変納得いくところが多いわけですが、その中に、まず国民の収入別にどういう税の負担になっている、それがどのように変わるのかという検討をよくやっているとこの点もあります。

それで、私は詳しくは知りませんが、アメリカの税制改革に影響があったと言われるベックマン教授の本も日本でも訳されておりますが、ベックマン氏は、日本を見て、日本の税率が累進が過ぎるというけれども実際はそうじゃないのじゃないか、まだ直接税分野で解決するものがあるのに何で付加価値税を急ぐのかというのがあります。たが、そういう考え方を含めまして、どのようにお考えでしょうか。

○本間公述人 昨年の三月に私もベックマン教授と話をいたしましたときに、やはりそういう感想をお持ちでいらつしました。ベックマン教授の場合は典型的な包括所得税論者でございます。アメリカの場合には年功序列的な賃金体系になっておりませんので、どうしても、そのときどきの所得水準に応じて適正な課税をしたらいい、こういう考え方がどうも出てくると思います。私は、日本の状況というのがどうも年功序列的なものになっていて、累進構造というのは、短期的な高所得者と低所得者の問題と同時に、ライフステージ、一人の個人の生涯の税負担の分配にも影響してくるんだ、そういう意味で所得と資産と消費の振り分けを考えるのはそれなりに意味がある。しかし、今の日本の税制改革案では資産に対する課税の見直しというものが非常に不徹底だから、短

期的には所得再分配の問題が顕在化しているだろう、そういう批判もあり得るのだというようなお答えをしたのが昨年の三月でございまして、そういう感想を私、今持っております。

○工藤(晃)委員 時間が参りましたので、あとの飯塚先生、舩添先生、御質問ができませんが、大変失礼いたしました。

どうもありがとうございました。

○海部委員長代理 これにて公述人に対する質疑は終了いたしました。

公述人各位には、貴重な御意見をお述べいただきましたまして、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

これにて公聴会は終了いたしました。

次回は、来る十日木曜日午前九時理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時十分散会

昭和六十三年十一月十四日印刷

昭和六十三年十一月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D